

### 3.2 社会的状況

#### 3.2.1 人口及び産業の状況

##### 1. 人口の状況

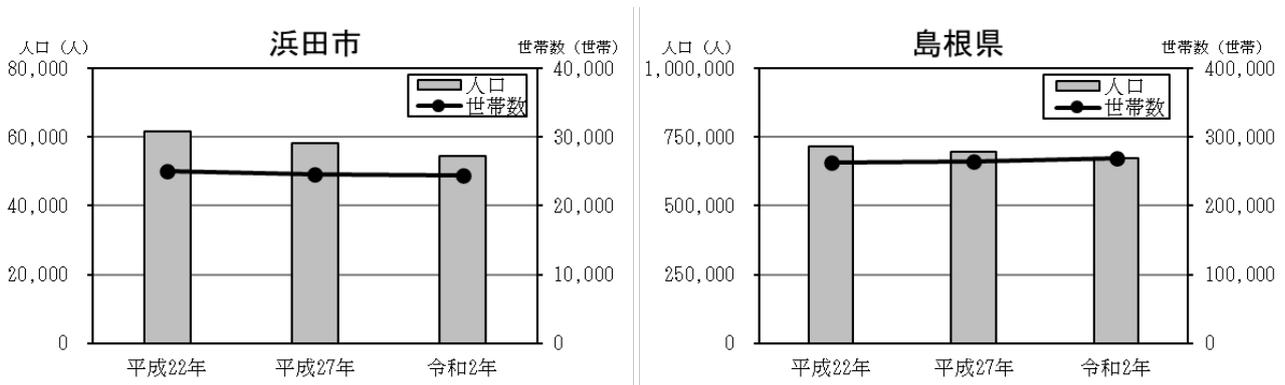
浜田市及び島根県の人口及び世帯数の推移は表 3.2-1 及び図 3.2-1 のとおりである。

浜田市の人口及び世帯数は減少傾向にある。

表 3.2-1 人口及び世帯数の推移

区分	年	人口（人）			世帯数 （世帯）
		総数	男	女	
浜田市	平成 22 年	61,713	30,266	31,447	24,972
	平成 27 年	58,105	28,600	29,505	24,498
	令和 2 年	54,592	27,298	27,294	24,370
島根県	平成 22 年	717,397	342,991	374,406	262,219
	平成 27 年	694,352	333,112	361,240	265,008
	令和 2 年	671,126	324,291	346,835	269,892

〔平成 22 年、27 年、令和 2 年 国勢調査〕（総務省統計局）より作成



〔平成 22 年、27 年、令和 2 年 国勢調査〕（総務省統計局）より作成

図 3.2-1 人口及び世帯数の推移

## 2. 産業の状況

浜田市及び島根県の産業別就業者数は表 3. 2-2 のとおりである。令和 2 年 10 月 1 日現在の産業別就業者数の割合は、浜田市は第三次産業の占める割合が高い。

表 3. 2-2 産業別就業者数（令和 2 年 10 月 1 日現在）

（単位：人、斜字：％）

産業	浜田市	島根県
第一次産業	1, 588 (5. 9)	21, 440 (6. 6)
農 業	1, 267	19, 072
林 業	120	36, 751
漁 業	201	2, 368
第二次産業	5, 809 (21. 7)	76, 093 (23. 5)
鉱業、採石業、砂利採取業	14	230
建 設 業	2, 860	29, 444
製 造 業	2, 965	46, 419
第三次産業	19, 329 (72. 3)	226, 127 (69. 9)
電気・ガス・熱供給・水道業	294	2, 409
情報通信業	142	3, 546
運輸業・郵便業	1, 288	11, 814
卸売・小売業	3, 897	46, 922
金融・保険業	473	6, 275
不動産業、物品賃貸業	32	3, 829
学術研究、専門・技術サービス業	617	8, 497
宿泊業・飲食サービス業	1, 373	16, 357
生活関連サービス業、娯楽業	999	10, 137
教育、学習支援業	1, 428	18, 176
医療、福祉	4, 715	56, 615
複合サービス事業	427	5, 012
サービス業（他に分類されないもの）	1, 745	20, 673
公 務	1, 599	15, 865
分類不能の産業	430 (1. 6)	8, 932 (2. 7)
総 数	27, 156	332, 592

注：1. 分類不能の産業とは、産業分類上いずれの項目にも分類し得ない事業所をいう。

2. 第一次～第三次産業の割合は第一次～第三次産業の合計に対する比率（％）を、分類不能の産業の割合は総数に対する比率（％）を示す。

3. 割合は四捨五入を行っているため、個々の割合の合計が 100 にならない場合がある。

〔「令和 2 年 国勢調査」(総務省統計局) より作成〕

## (1) 農業

浜田市及び島根県における販売目的の作物の類別作付（栽培）経営体数は、表 3.2-3 のとおりである。

令和 2 年における販売目的の作物の類別作付（栽培）経営体数は、浜田市は稲が最も多くなっている。

表 3.2-3 販売目的の作物の類別作付（栽培）経営体数（令和 2 年）

（単位：経営体）

種類	浜田市	島根県
稲（飼料用を除く）	969	12,228
麦類	3	128
雑穀	23	549
いも類	x	514
豆類	86	833
工芸農作物	34	536
野菜類	163	2,710
果樹類	113	1,366
花き類・花木	21	545
その他（稲（飼料用）を含む）	22	841

注：「x」は、個人又は法人その他の団体に関する秘密を保護するため、統計数値を公表しないものを示す。

〔「2020 年農林業センサス」(農林水産省 HP、閲覧：令和 5 年 12 月) より作成〕

## (2) 林業

浜田市及び島根県の所有形態別林野面積は表 3.2-4 のとおりである。

令和 2 年における林野面積は、浜田市では 57,406ha となっている。

表 3.2-4 所有形態別林野面積（令和 2 年）

（単位：ha）

区分	林野面積計	国有林			民有林			
		小計	林野庁	その他官庁	小計	独立行政法人等	公有林	私有林
浜田市	57,406	1,738	1,674	64	55,668	2,549	4,567	48,552
島根県	527,839	31,769	31,691	78	496,070	33,137	53,043	409,890

〔「2020 年農林業センサス」(農林水産省 HP、閲覧：令和 5 年 12 月) より作成〕

### (3) 水産業

浜田市及び島根県の漁業種類別漁獲量は表 3.2-5、魚種別漁獲量は表 3.2-6 のとおりである。  
平成 30 年における漁獲量の総数は、浜田市では 10,789t となっている。

表 3.2-5 漁業種類別漁獲量（平成 30 年）

（単位：t）

漁業種類		浜田市	島根県	
底びき網	遠洋底びき網		—	
	以西底びき網		—	
	沖合底びき網	1 そうびき	—	350
		2 そうびき	x	5,158
	小型底びき網		—	4,167
船びき網		—	454	
まき網	大中型まき網	遠洋かつお・まぐろ	—	
		近海かつお・まぐろ	—	
		その他	—	x
	2 そうまき網		—	—
中・小型まき網		x	78,792	
刺網	さけ・ます流し網		—	
	かじき等流し網		—	
	その他の刺網		—	543
敷網	さんま棒受網		—	
定置網	大型定置網		x	x
	さけ定置網		—	—
	小型定置網		x	1,520
その他の網漁業		x	26	
はえ縄	まぐろはえ縄	遠洋まぐろ	—	x
		近海まぐろ	—	—
		沿岸まぐろ	—	—
	その他のはえ縄		x	63
はえ縄以外の釣	かつお一本釣	遠洋かつお	—	—
		近海かつお	—	—
		沿岸かつお	—	—
	いか釣	遠洋	—	—
		近海	—	x
		沿岸	56	739
	ひき縄釣		21	60
その他の釣		42	852	
採貝・採藻		15	1,285	
その他の漁業		38	2,336	
漁獲量合計		10,789	113,094	

注：1. 「—」は調査は行ったが事実のないものを示す。

2. 「x」は個人又は法人その他の団体に関する秘密を保護するため、統計数値を公表しないものを示す。

3. 統計数値については、表示単位未滿を四捨五入したため、合計値と内訳の計が一致しない場合がある。

〔海面漁業生産統計調査（平成 30 年）〕（総務省 HP、閲覧：令和 5 年 12 月）より作成

表 3.2-6 魚種別漁獲量 (平成 30 年)

(単位: t)

種 類	浜田市	島根県
ま ぐ ろ 類	3	341
か じ き 類	x	26
か つ お 類	74	346
さ め 類	1	x
さ け ・ ま す 類	0	0
こ の し ろ	—	40
に し ん	0	x
い わ し 類	283	20,972
あ じ 類	2,664	28,567
さ ば 類	3,266	34,259
さ ん ま	—	0
ぶ り 類	94	9,578
ひ ら め ・ か れ い 類	748	2,983
た ら 類	47	177
ほ っ け	—	—
き ち じ	—	—
は た は た	x	117
に ぎ す 類	31	357
あ な ご 類	284	618
た ち う お	10	14
た い 類	502	1,748
い さ き	9	393
さ わ ら 類	182	1,575
す ず き 類	6	138
い か な ご	—	—
あ ま だ い 類	28	122
ふ ぐ 類	324	396
そ の 他 の 魚 類	1,422	4,333
計	9,982	107,111
え び 類	7	12
か に 類	0	2,174
お き あ み 類	—	—
貝 類	5	941
い か 類	711	2,237
た こ 類	35	134
う に 類	1	25
海 産 ほ 乳 類	—	4
その他の水産動物類	39	91
海 藻 類	8	364
漁 獲 量 合 計	10,789	113,094

注: 1. 「—」は調査は行ったが事実のないものを示す。

2. 「x」は個人又は法人その他の団体に関する秘密を保護するため、統計数値を公表しないものを示す。

3. 「0」は単位に満たないもの(例: 0.4t → 0t)を示す。

4. 統計数値については、表示単位未満を四捨五入したため、合計値と内訳の計が一致しない場合がある。

〔海面漁業生産統計調査(平成30年)〕(総務省HP、閲覧: 令和5年12月)より作成

#### (4) 商業

浜田市及び島根県の商業の状況は表 3.2-7 のとおりである。

令和 2 年の年間商品販売額は、浜田市では 111,898 百万円となっている。

表 3.2-7 商業の状況

業種	区分	浜田市	島根県
卸売業	事業所数（事業所）	156	1,481
	従業者数（人）	1,205	11,363
	年間商品販売額（百万円）	57,033	722,283
小売業	事業所数（事業所）	470	5,648
	従業者数（人）	2,944	36,256
	年間商品販売額（百万円）	54,865	635,319
合計	事業所数（事業所）	626	7,129
	従業者数（人）	4,149	47,619
	年間商品販売額（百万円）	111,898	1,357,602

注：事業所数及び従業者数は令和 3 年 6 月 1 日現在、年間商品販売額は令和 2 年 1 年間の数値である。

〔「令和 3 年経済センサスー活動調査」（経済産業省 HP、閲覧：令和 5 年 12 月）より作成〕

#### (5) 工業

浜田市及び島根県の工業の状況は表 3.2-8 のとおりである。

令和 3 年における製造品出荷額等は、浜田市では 6,592,602 万円となっている。

表 3.2-8 工業の状況（従業員 4 人以上）

区分	浜田市	島根県
事業所数（事業所）	108	1,213
従業者数（人）	2,504	42,027
製造品出荷額等（万円）	6,592,602	128,657,948

注：事業所数及び従業者数は令和 4 年 6 月 1 日現在、製造品出荷額等は令和 3 年 1 年間の数値である。

〔「2022 年経済構造実態調査」（経済産業省 HP、閲覧：令和 5 年 12 月）より作成〕

### 3.2.2 土地利用の状況

#### 1. 土地利用の状況

浜田市の土地利用の状況は、表 3.2-9 及び図 3.2-2 のとおりである。

浜田市は山林の占める割合が多く、81.1%となっている

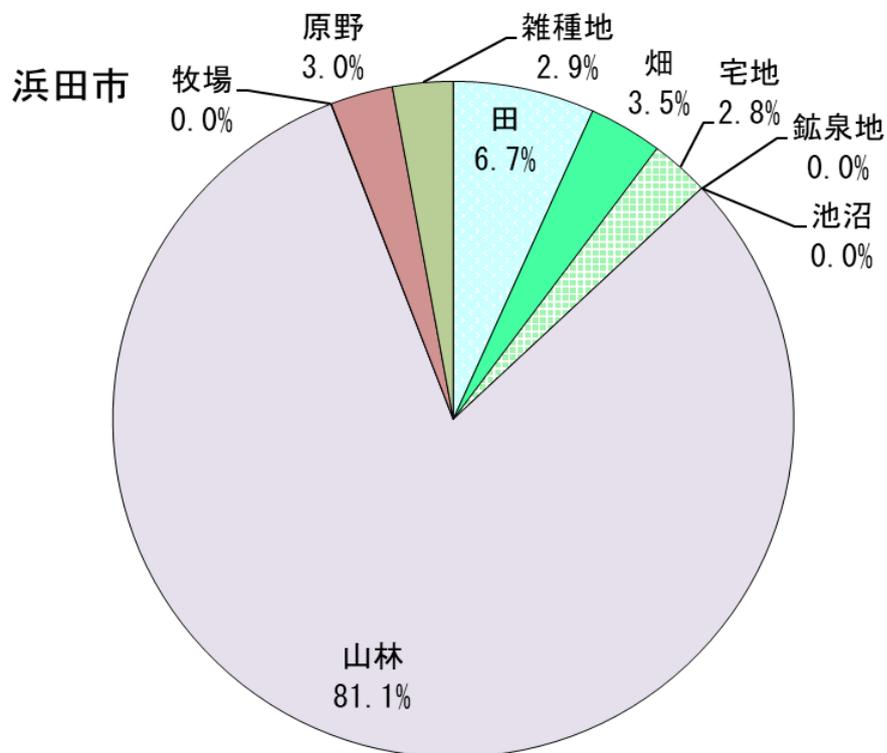
表 3.2-9 地目別土地利用の現況（令和3年1月1日現在）

(単位：km<sup>2</sup>、( )内は%)

区分	総数	田	畑	宅地	鉱泉地	池沼	山林	牧場	原野	雑種地
浜田市	385,163 (100.0)	25,869 (6.7)	13,446 (3.5)	10,805 (2.8)	0 (0.0)	13 (0.0)	312,468 (81.1)	98 (0.0)	11,402 (3.0)	11,063 (2.9)

注：数値は四捨五入を行っているため、個々の項目の合計と総数が一致しない場合がある。

〔令和2年 島根県統計書〕（島根県 HP、閲覧：令和5年12月）より作成



〔令和2年 島根県統計書〕（島根県 HP、閲覧：令和5年12月）より作成

図 3.2-2 地目別土地利用の現況

## 2. 土地利用規制の状況

### (1) 土地利用計画に基づく地域の指定状況

「国土利用計画法」（昭和 49 年法律第 92 号、最終改正：令和 4 年 6 月 17 日）に基づき定められた土地利用基本計画の各地域は、次のとおりである。

#### ① 都市地域

対象事業実施区域及びその周囲における都市地域は、図 3.2-3 のとおりであり、対象事業実施区域の周囲に都市地域が分布している。

#### ② 農業地域

対象事業実施区域及びその周囲における農業地域は、図 3.2-4 のとおりであり、対象事業実施区域に農業地域が分布している。

#### ③ 森林地域

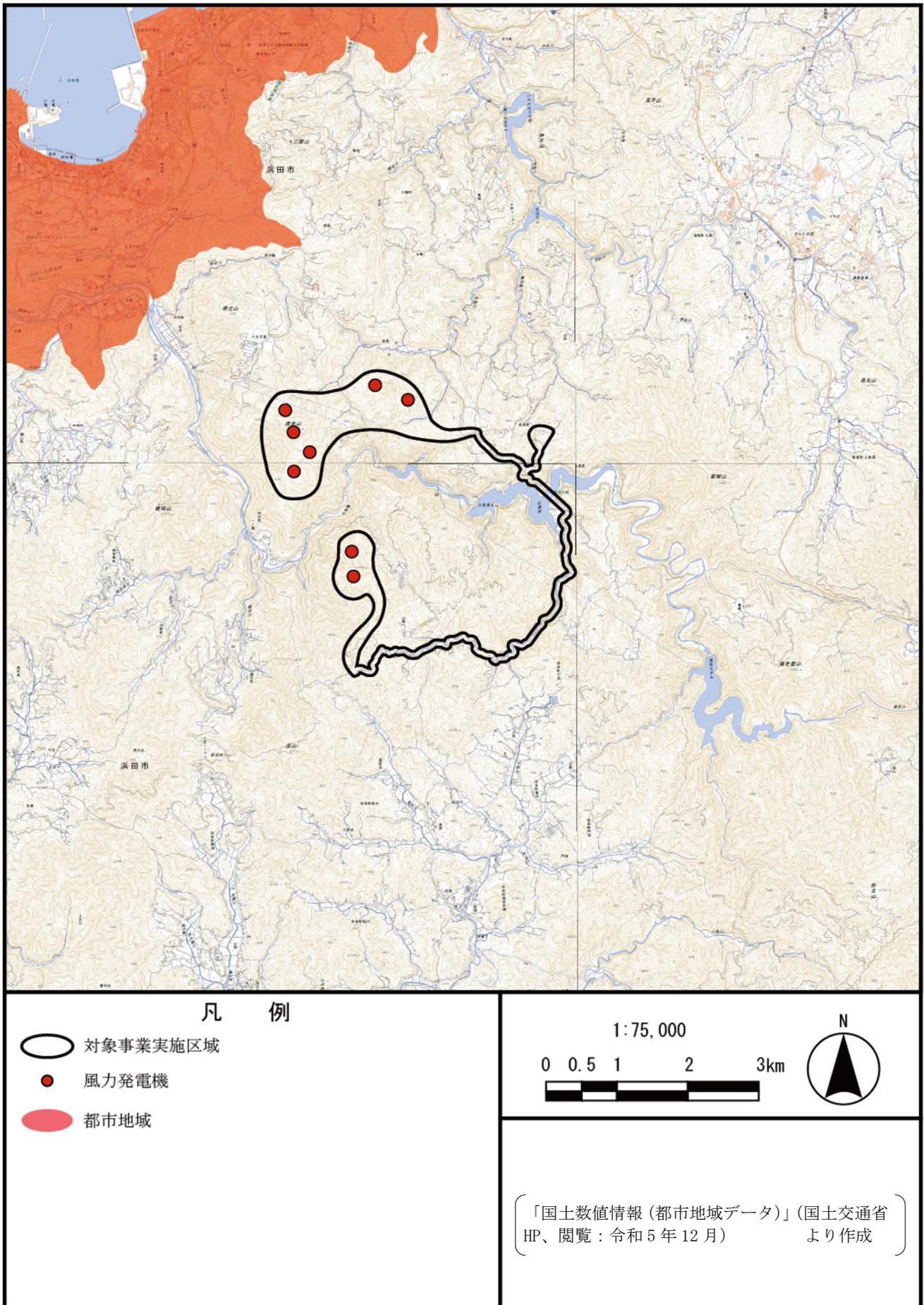
対象事業実施区域及びその周囲における森林地域は、図 3.2-5 のとおりであり、対象事業実施区域及びその周囲に森林地域が分布している。

### (2) 農業振興地域の整備に関する法律に基づく農用地区域

対象事業実施区域及びその周囲における、「農業振興地域の整備に関する法律」（昭和 44 年法律第 58 号、最終改正：令和 4 年 6 月 17 日）に基づき定められた農業振興地域整備計画における農用地区域及びその周囲は、図 3.2-4 のとおりであり、対象事業実施区域及びその周囲に農用地区域が分布している。

### (3) 都市計画用途地域

対象事業実施区域及びその周囲における、「都市計画法」（昭和 43 年法律第 100 号、最終改正：令和 4 年 11 月 18 日）に基づく用途地域の状況は図 3.2-6 のとおりであり、対象事業実施区域の周囲に用途地域の指定がある。



凡 例

-  対象事業実施区域
-  風力発電機
-  都市地域



〔「国土数値情報（都市地域データ）」（国土交通省  
HP、閲覧：令和5年12月）より作成〕

図 3.2-3 土地利用基本計画図（都市地域）

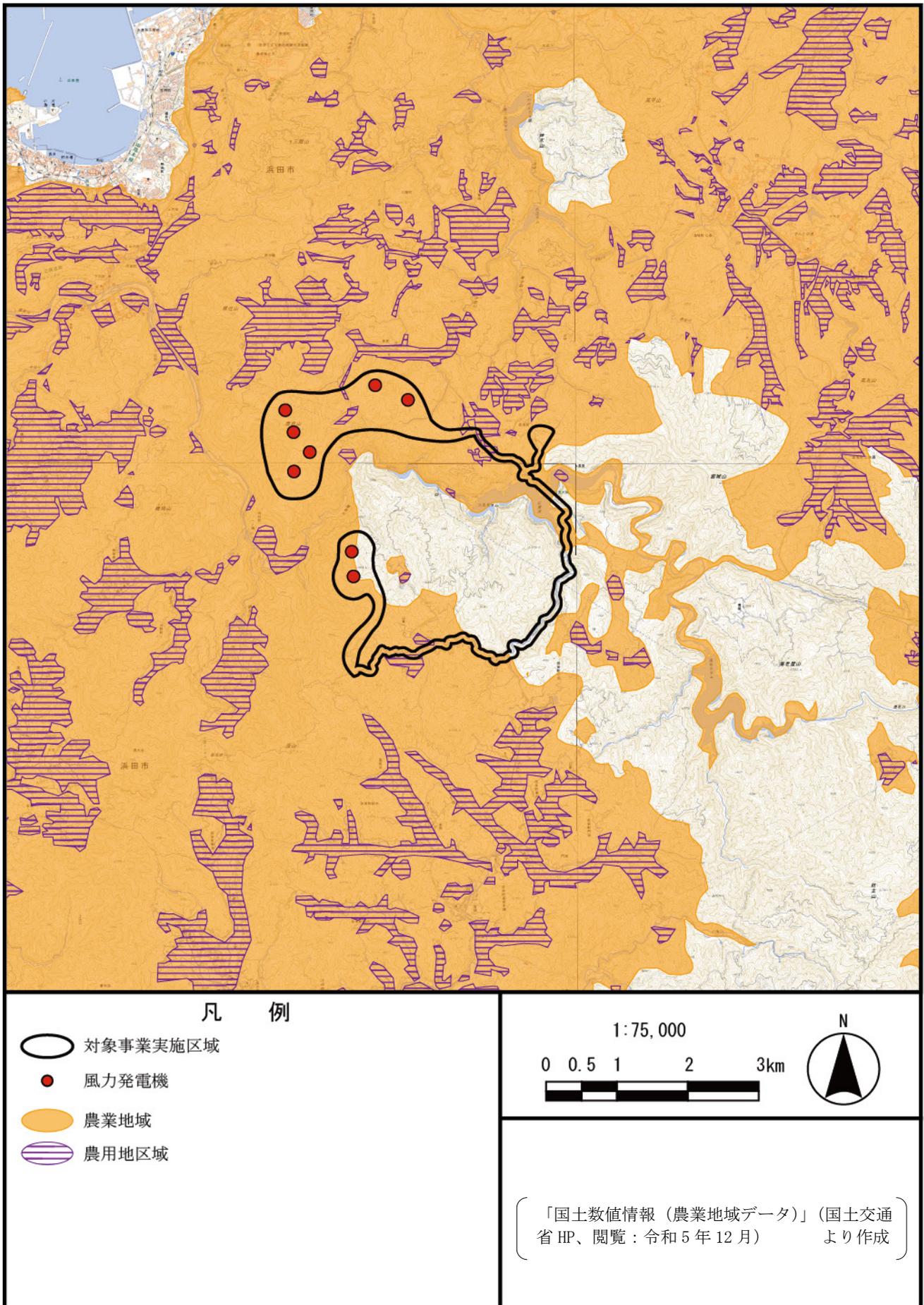


図 3.2-4 土地利用基本計画図（農業地域）及び農用地区域

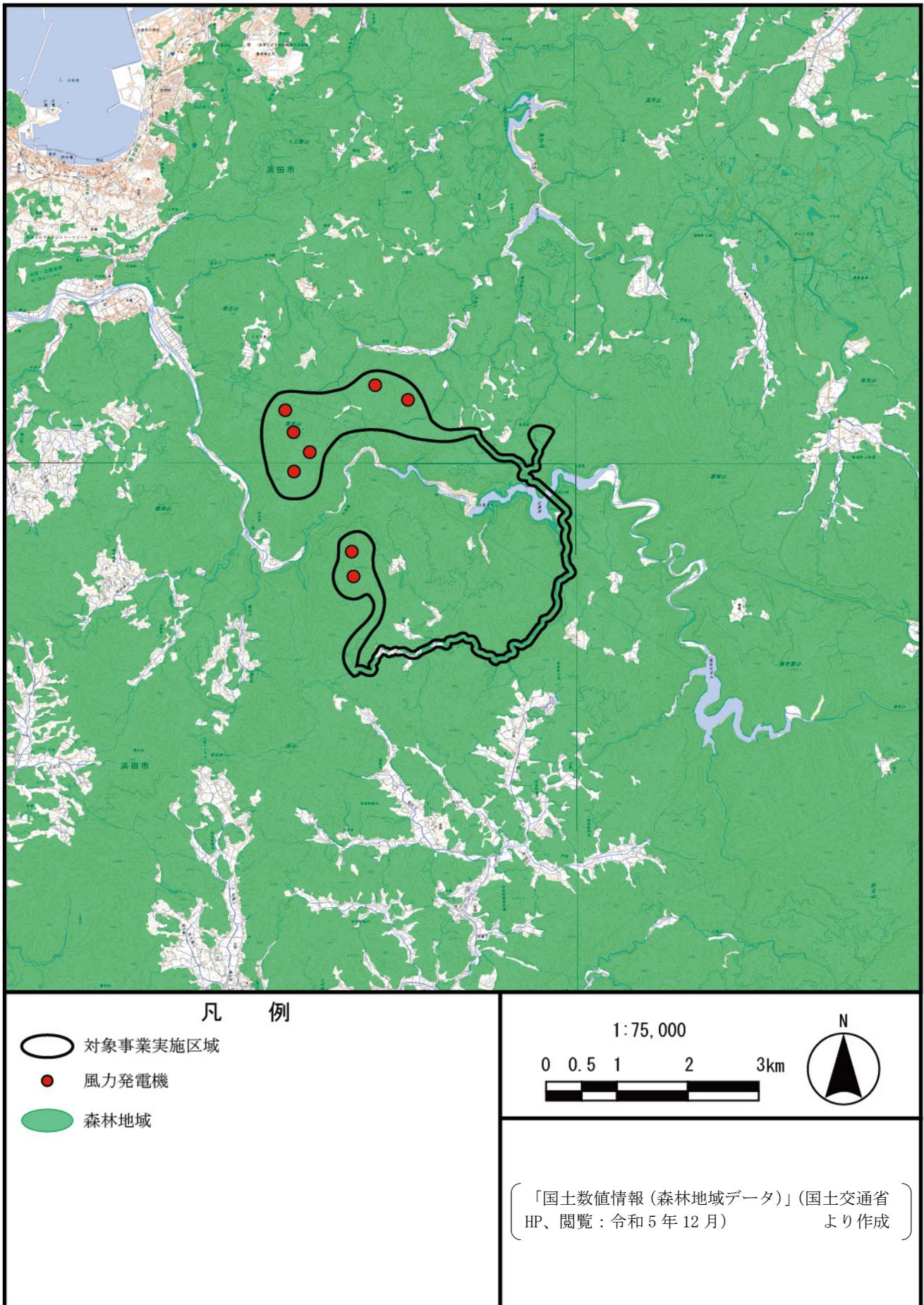
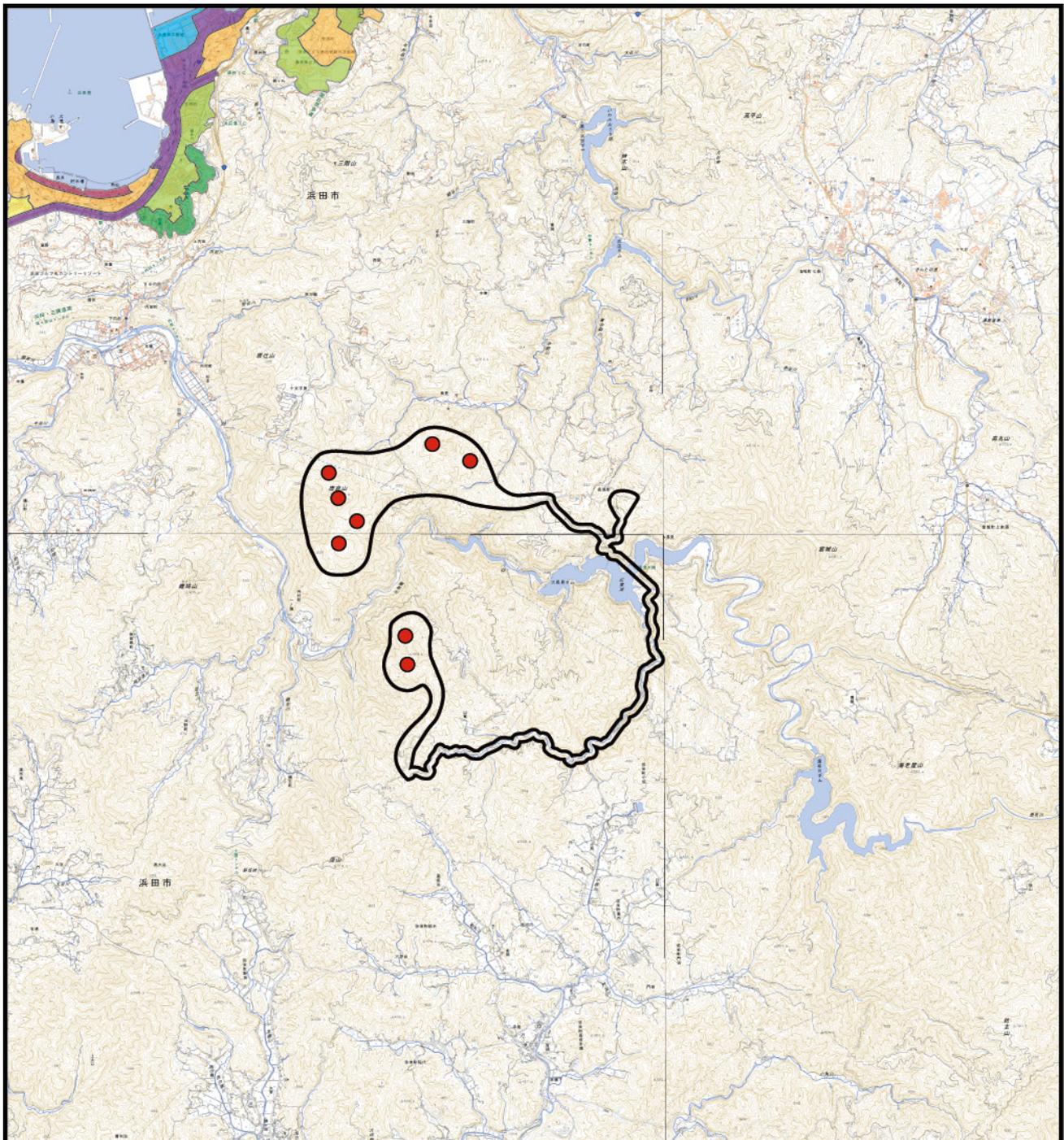


図 3.2-5 土地利用基本計画図（森林地域）



凡 例

-  対象事業実施区域
-  風力発電機
-  第一種低層住居専用地域
-  第一種中高層住居専用地域
-  第二種中高層住居専用地域
-  第一種住居地域
-  近隣商業地域
-  準工業地域
-  工業地域

1:75,000

0 0.5 1 2 3km



〔「国土数値情報(用途地域データ)」(国土交通省HP、閲覧:令和5年12月)より作成〕

図 3.2-6 用途地域の指定状況

### 3.2.3 河川、湖沼及び海域の利用並びに地下水の利用の状況

#### 1. 河川及び湖沼の利用状況

##### (1) 水道用水としての利用

浜田市の水道用水の取水状況は表 3.2-10 のとおりであり、水道用水の河川の利用はない。

表 3.2-10 取水状況（上水道）（令和 3 年度）

事業体名	現在給水人口 (人)	年間給水量 (千 m <sup>3</sup> )	原水の種別 (%)					
			表流水	伏流水	浅井戸	深井戸	湧水	受水
浜田市	49,987	7,913	—	1.5	98.3	0.2	—	—

注：「—」は該当がないことを示す。

〔「令和 3 年度 島根県の水道」（島根県、令和 5 年）より作成〕

##### (2) 漁業による利用

対象事業実施区域及びその周囲の河川には、「漁業法」（昭和 24 年法律 267 号、最終改正：令和 4 年 6 月 17 日）に基づき、表 3.2-11 及び図 3.2-7 のとおり漁業権が設定されている。

表 3.2-11 内水面漁業権の内容

免許番号	漁場の位置	漁業名称	漁業時期	漁業権者
内共第 7 号	青尾貯水池 及び周布川 の一部	あゆ漁業 うなぎ漁業 やまめ（あまご並びに降海型やまめ及び あまごを含む。）漁業 ごぎ（いわなを含む。）漁業	1 月 1 日～12 月 31 日	周布川漁業 協同組合
内共第 8 号	三隅川	あゆ漁業 こい漁業 うなぎ漁業 やまめ（あまご並びに降海型やまめ及び あまごを含む。）漁業 ごぎ（いわなを含む。）漁業 もくずがに漁業	1 月 1 日～12 月 31 日	三隅川漁業 協同組合

〔「現在免許されている漁業権の内容（漁場計画）について」（島根県 HP、閲覧：令和 5 年 12 月）より作成〕

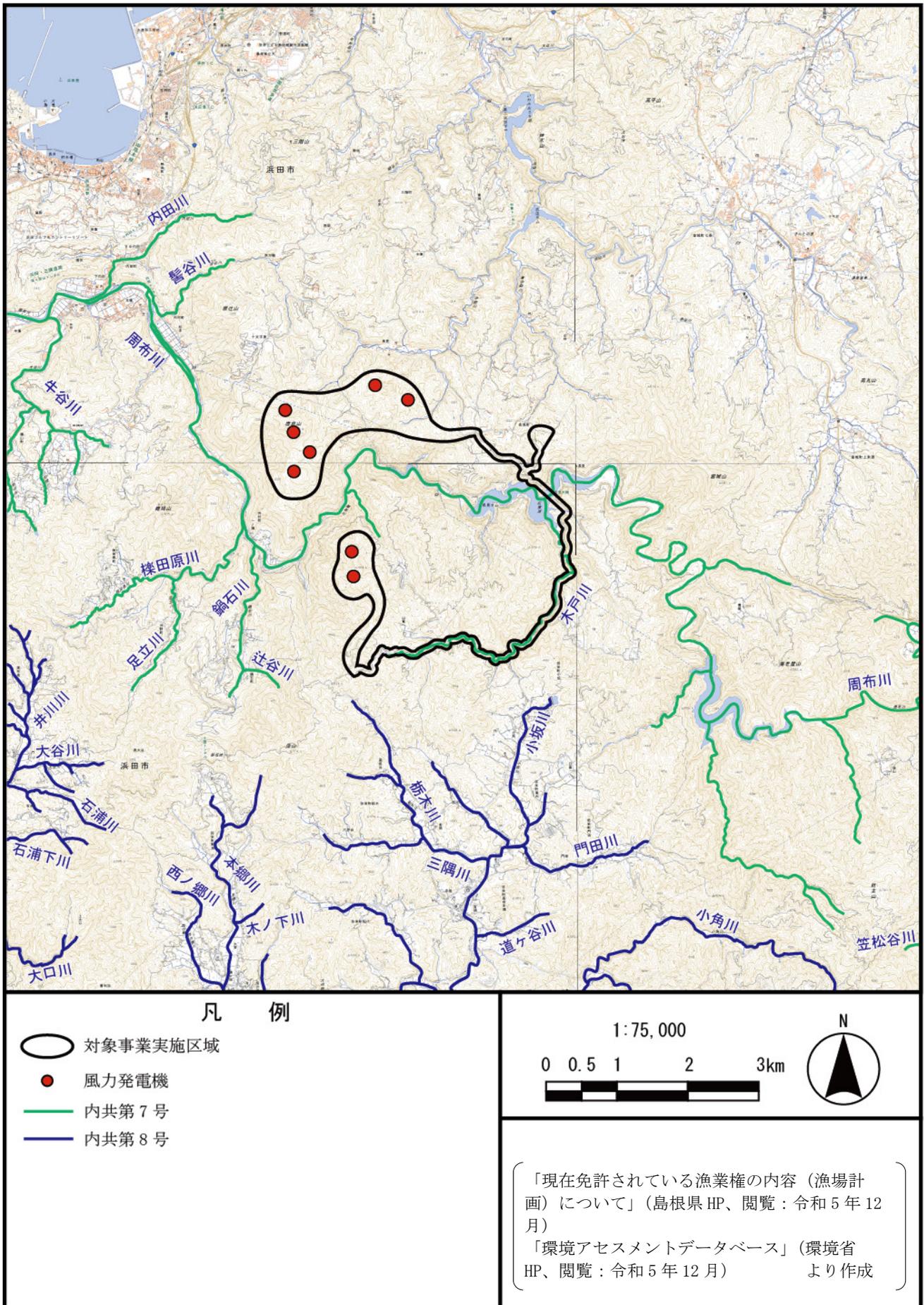


図 3.2-7 内水面漁業権の設定状況

## 2. 海域の利用状況

### (1) 港湾の利用

対象事業実施区域及びその周囲における港湾の状況は図 3.2-8 のとおり、重要港湾として浜田港が指定されている。

### (2) 漁港の利用状況

対象事業実施区域及びその周囲における漁港の状況は表 3.2-12 及び図 3.2-8 のとおりであり、対象事業実施区域の周囲には特定第3種漁港である浜田漁港が指定されている。

表 3.2-12 漁港の状況

漁港名	漁港指定
浜田	特定第3種

注：特定第3種：第3種漁港のうち水産業の振興上特に重要な漁港で政令で定めるもの。

〔「海しる 海洋状況表示システム」(海上保安庁 HP、閲覧：令和5年12月)  
 「漁港一覧」(水産庁 HP、閲覧：令和5年12月) より作成〕

### (3) 漁業区域の状況

対象事業実施区域及びその周囲の海域には表 3.2-13 のとおり漁業権が設定されており、漁業区域は図 3.2-9 のとおりである。

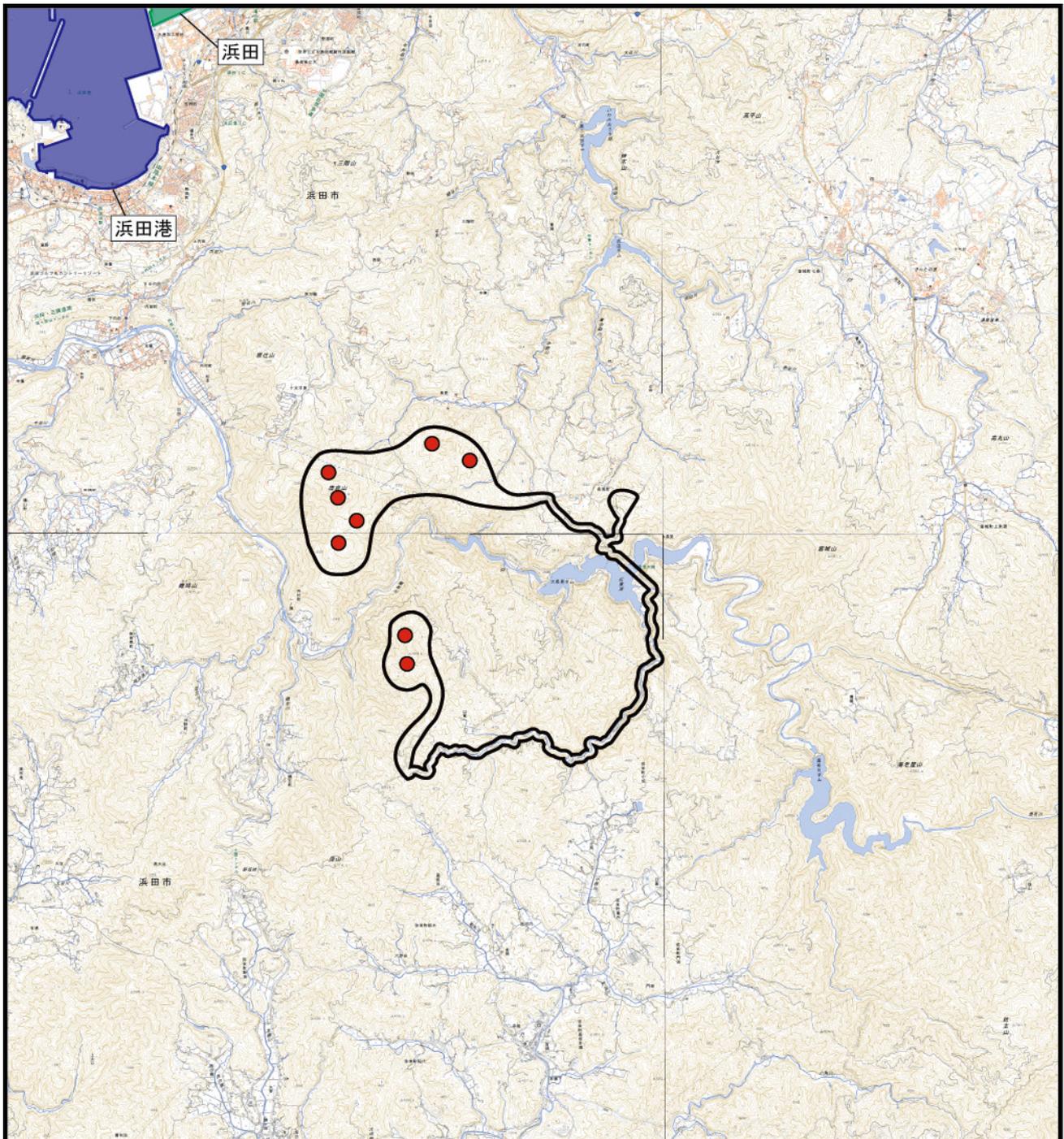
表 3.2-13 海面漁業権の内容

免許番号	種類	漁業種類
共第30号	共同漁業権	第一種：貝類漁業3件(あわび、とこぶし、さざえ)、藻類漁業5件(いわのり、わかめ等)、その他漁業3件(うに、たこ、なまこ)
共第31号	共同漁業権	第一種：貝類漁業3件(あわび、とこぶし、さざえ)、藻類漁業4件(いわのり、わかめ等)、その他漁業3件(うに、たこ、なまこ)
共第128号	共同漁業権	第二種：ばいかごづけ漁業、いかかごづけ漁業
共第129号	共同漁業権	第二種：雑魚固定さし網漁業、いかかごづけ漁業

〔「海しる 海洋状況表示システム」(海上保安庁 HP、閲覧：令和5年12月) より作成〕

## 3. 地下水の利用状況

浜田市における地下水の取水状況は表 3.2-10 のとおりである。対象事業実施区域及びその周囲の浄水場及び水源地は図 3.2-10 のとおりであり、水道用水の地下水の利用がある。



凡 例

-  対象事業実施区域
-  風力発電機
-  港湾
-  漁港

1:75,000



「海しる 海洋状況表示システム」(海上保安庁  
HP、閲覧：令和5年12月) より作成

図 3.2-8 港湾及び漁港の状況

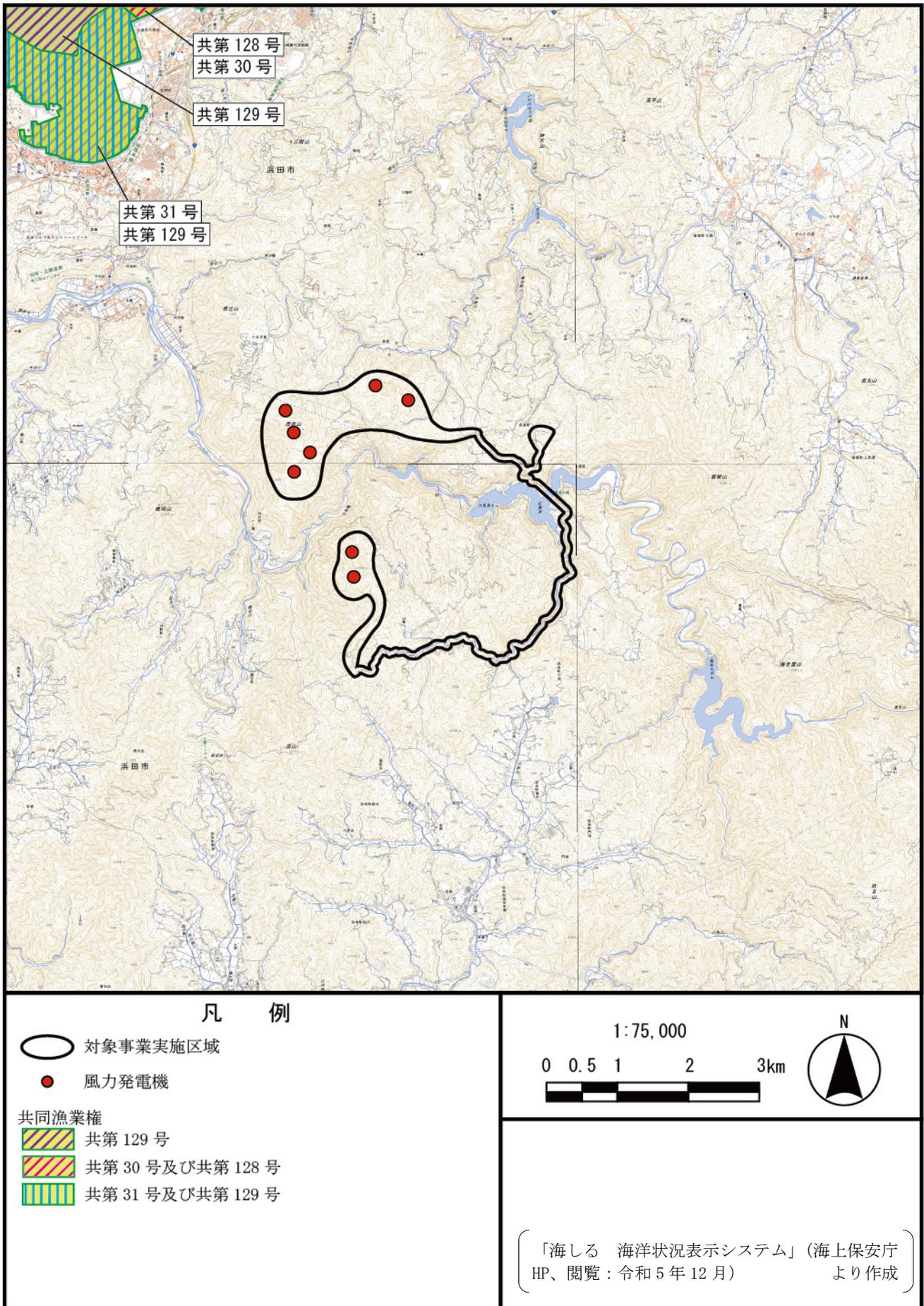


図 3.2-9 海面漁業権の設定状況

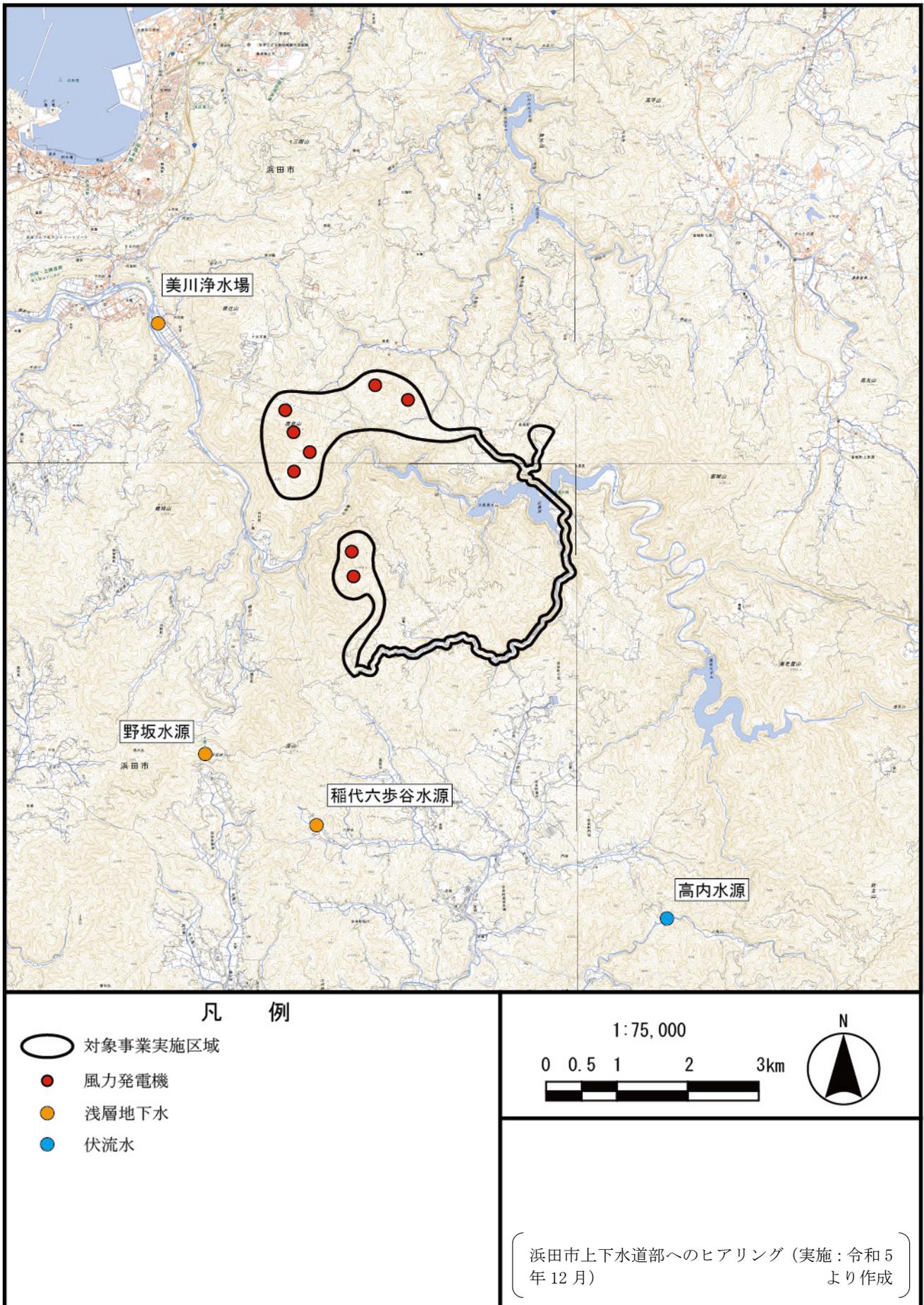


図 3.2-10 浄水場及び水源地の位置

### 3.2.4 交通の状況

#### 1. 陸上交通の状況

対象事業実施区域及びその周囲における主要な道路は図3.2-11のとおりであり、一般国道9号、一般国道186号、主要地方道34号（浜田美都線）、一般県道179号（黒沢安城浜田線）等があげられる。

令和3年度の交通量調査結果は表3.2-14、調査区間は図3.2-11のとおりである。

また、対象事業実施区域及びその周囲における鉄道は、JR山陰本線が敷設されている。

表3.2-14(1) 主要な道路の交通状況（令和3年度）

（単位：台）

路線名	番号	交通量調査区間		交通量	交通量
		起点側	終点側	(昼間12時間)	(24時間)
一般国道9号	①	浜田商港線	一般国道9号（浜田道路）	8,252	9,536
	②	一般国道9号（浜田道路）	浜田商港線	12,234	14,463
	③	浜田商港線	周布停車場線	<u>11,543</u>	<u>13,851</u>
一般国道9号 （浜田道路）	④	市道	一般国道9号	17,564	21,252
一般国道9号 （浜田・三隅道路）	⑤	一般国道9号	浜田港インター線	9,116	11,055
	⑥	浜田港インター線	一般国道9号	7,369	9,142
一般国道186号	⑦	黒沢安城浜田線	（市道美田谷雲城線と接続）	9,431	11,789
	⑧	（市道美田谷雲城線と接続）	桜江金城線	5,722	6,981
	⑨	桜江金城線	一般国道186号	1,660	1,892
主要地方道5号 （浜田八重可部線）	⑩	浜田八重可部線	佐野波子停車場線	<u>177</u>	<u>196</u>
	⑪	佐野波子停車場線	桜江金城線	2,940	3,557
主要地方道34号 （浜田美都線）	⑫	一般国道9号	浜田港インター線	2,362	2,882
	⑬	浜田港インター線	三隅井野長浜線	3,410	3,820
	⑭	三隅井野長浜線	長安野坂線	1,247	1,534
	⑮	長安野坂線	黒沢安城浜田線	645	748
主要地方道41号 （桜江金城線）	⑯	浜田八重可部線	一般国道186号	2,558	3,095
主要地方道52号 （弥栄旭インター線）	⑰	浜田美都線	黒沢安城浜田線	595	690
	⑱	黒沢安城浜田線	一般国道186号	201	231
一般県道179号 （黒沢安城浜田）	⑲	弥栄旭インター線	市道	<u>259</u>	<u>298</u>
	⑳	市道	—	—	—
	㉑	—	一般国道186号	842	977
一般県道209号 （西浜田停車場線）	㉒	—	浜田商港線	530	647
	㉓	浜田商港線	一般国道9号	1,342	1,651
一般県道241号 （浜田商港線）	㉔	—	浜田商港線	2,171	2,627
	㉕	浜田商港線	西浜田停車場線	2,747	3,324
	㉖	西浜田停車場線	一般国道9号	3,390	4,136
	㉗	浜田商港線	一般国道9号	2,317	2,804
一般県道301号 （佐野波子停車場線）	㉘	浜田八重可部線	田所国府線	436	506
一般県道303号 （一の瀬折居線）	㉙	浜田美都線	三隅井野長浜線	<u>180</u>	<u>200</u>
一般県道304号 （三隅井野長浜線）	㉚	一の瀬折居線	浜田美都線	<u>561</u>	<u>651</u>

表 3.2-14(2) 主要な道路の交通状況（令和3年度）

（単位：台）

路線名	番号	交通量調査区間		交通量	交通量
		起点側	終点側	(昼間12時間)	(24時間)
一般県道305号 (美川周布線)	㊸	三隅井野長浜線	一般国道9号	1,280	1,574
一般県道306号 (長安野坂線)	㊹	弥栄旭インター線	浜田美都線	566	657
一般県道339号 (浜田港インター線)	㊺	一般国道9号 (浜田・三隅道路)	浜田美都線	3,899	4,718

注：1. 表中の番号は、図 3.2-11 中の番号に対応する。

2. 昼間12時間及び24時間の観測時間帯は以下のとおりである。

昼間12時間観測：午前7時～午後7時

24時間観測：午前7時～翌日午前7時または午前0時～翌日午前0時

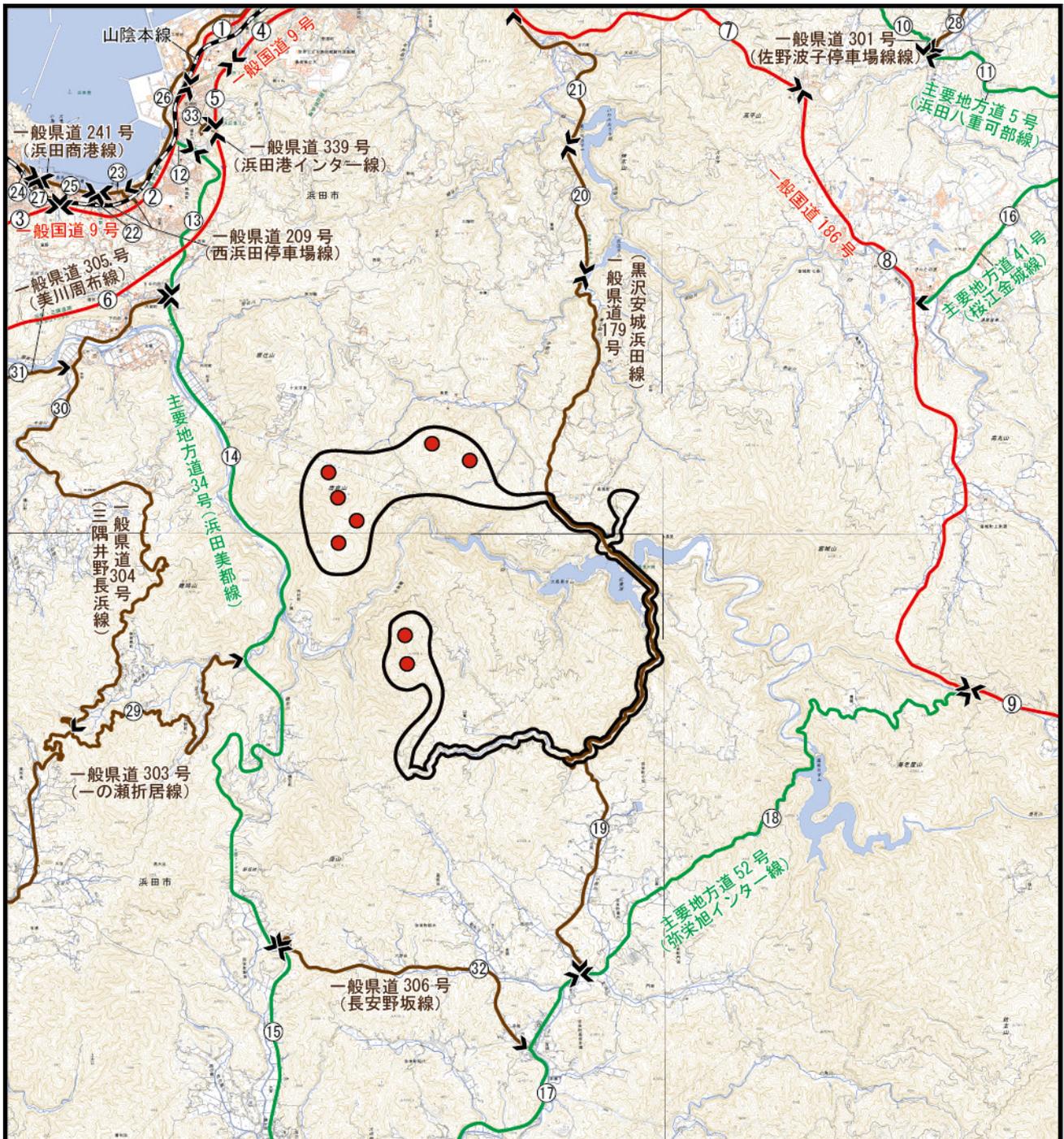
3. 斜体字下線は交通量を観測していない区間における推定値であり、推定方法は以下のとおりである。

昼間12時間交通量：平成27年度調査単位区間の平成27年度交通量と、平成27年度及び令和3年度ともに交通量を観測した区間の交通量データを用いて推定した。

24時間交通量：推定した昼間12時間交通量と昼夜率及び夜間12時間大型車混入率を用いて推定した。

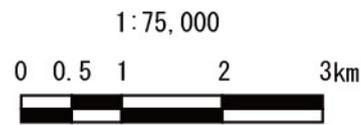
4. 「-」は出典に記載がないことを示す。

〔「令和3年度全国道路・街路交通情勢調査 一般交通量調査結果」(国土交通省、令和5年)より作成〕



凡 例

-  対象事業実施区域
-  風力発電機
-  一般国道
-  主要地方道
-  一般県道
-  鉄道
-  調査区間起点・終点



〔「令和3年度全国道路・街路交通情勢調査 一般交通量調査結果」(国土交通省、令和5年)より作成〕

図 3.2-11 主要は道路と交通量調査区間

### 3.2.5 学校、病院その他の環境の保全についての配慮が特に必要な施設の配置の状況及び住宅の配置の概況

環境保全についての配慮が特に必要な施設（以下「環境保全上配慮すべき施設」という。）として、学校、医療機関、福祉施設等があげられる。対象事業実施区域及びその周囲における環境保全上配慮すべき施設は、表 3.2-15 及び図 3.2-12 のとおりである。

風力発電機から最寄りの配慮が特に必要な施設は、約 2.5km の位置にある「美川保育園」である。

また、対象事業実施区域及びその周囲における住宅等の配置の概況は、図 3.2-12 のとおりであり、風力発電機から最寄りの住宅等までの距離は約 0.6km である。

表 3.2-15(1) 環境保全上配慮すべき施設（学校）

区分	番号	施設名	所在地
幼稚園	1	浜田幼稚園	浜田市熱田町 820-1
小学校	2	雲雀丘小学校	浜田市原井町 1045
	3	長浜小学校	浜田市長浜町 1
	4	美川小学校	浜田市内田町 1020
	5	雲城小学校	浜田市金城町下来原 1541-5
	6	弥栄小学校	浜田市弥栄町長安本郷 325-1
中学校	7	第二中学校	浜田市原井町 963-15
	8	第四中学校	浜田市内田町 1053
	9	金城中学校	浜田市金城町下来原 1402-6
高等学校	10	浜田商業高等学校	浜田市熱田町 675
大学	11	島根県立大学	浜田市野原町 2433-2

「保育園・幼稚園・学校一覧」（浜田市 HP、閲覧：令和 5 年 12 月）  
「県立高校一覧」、「教育・学習」（島根県 HP、閲覧：令和 5 年 12 月）より作成

表 3.2-15(2) 環境保全上配慮すべき施設（医療機関）

区分	番号	施設名	所在地
医療機関	12	中村胃腸科内科医院	浜田市笠柄町 64
	13	すみれ小児科	浜田市熱田町 541-1
	14	山根病院	浜田市熱田町 1517-1
	15	中村呼吸器内科医院	浜田市内村町 787-8
	16	金城沖田医院	浜田市金城町七条ハ 393

〔「島根県医療機能情報システム」（島根県 HP、閲覧：令和 5 年 12 月）より作成〕

表 3.2-15(3) 環境保全上配慮すべき施設（福祉施設）

区分	番号	施設名	所在地
保育所・認定こども園	17	つくし保育園	浜田市佐野町イ 359-5
	18	くもぎ保育園	浜田市金城町七条イ 977-11
	19	れんげ保育園	浜田市熱田町 566-22
	20	ちどり第2保育所	浜田市長浜町 699-3
	21	美川保育園	浜田市内村町 809-1
	22	やさかこども園	浜田市弥栄町木都賀イ 539-5
福祉施設	23	介護老人保健施設さざんか	浜田市金城町七条八 403
	24	桑の木園	浜田市金城町七条ハ 559-2
	25	グループホームさくら	浜田市金城町七条ハ 564-1
	26	まりん	浜田市熱田町 716-49
	27	グループホームみんなの家	浜田市熱田町 1227
	28	共生型デイサービスお天気いいね	浜田市熱田町 1129-1
	29	デイサービスほのぼのふくちゃん	浜田市熱田町 1421-1
	30	そうえんデイサービス熱田店	浜田市熱田町 1265-1
	31	特別養護老人ホーム美川苑	浜田市内村町 365-7
	32	ケアハウス美川	浜田市内村町 567
	33	グループホーム美川の郷	浜田市内村町 843
	34	びゅあショート	浜田市内村町 794-1
	35	グループホームふじいさんち	浜田市弥栄町木都賀ロ 291
	36	特別養護老人ホーム弥栄苑	浜田市弥栄町木都賀イ 539-1
	37	特別養護老人ホームかなぎ園	浜田市金城町七条イ 1046-5

「浜田市内の保育所（園）・認定こども園一覧表」（浜田市 HP、閲覧：令和 5 年 12 月）  
「介護事務所・生活関連情報検索」（厚生労働省 HP、閲覧：令和 5 年 12 月）  
「障がい福祉サービス」（浜田市 HP、閲覧：令和 5 年 12 月）

より作成

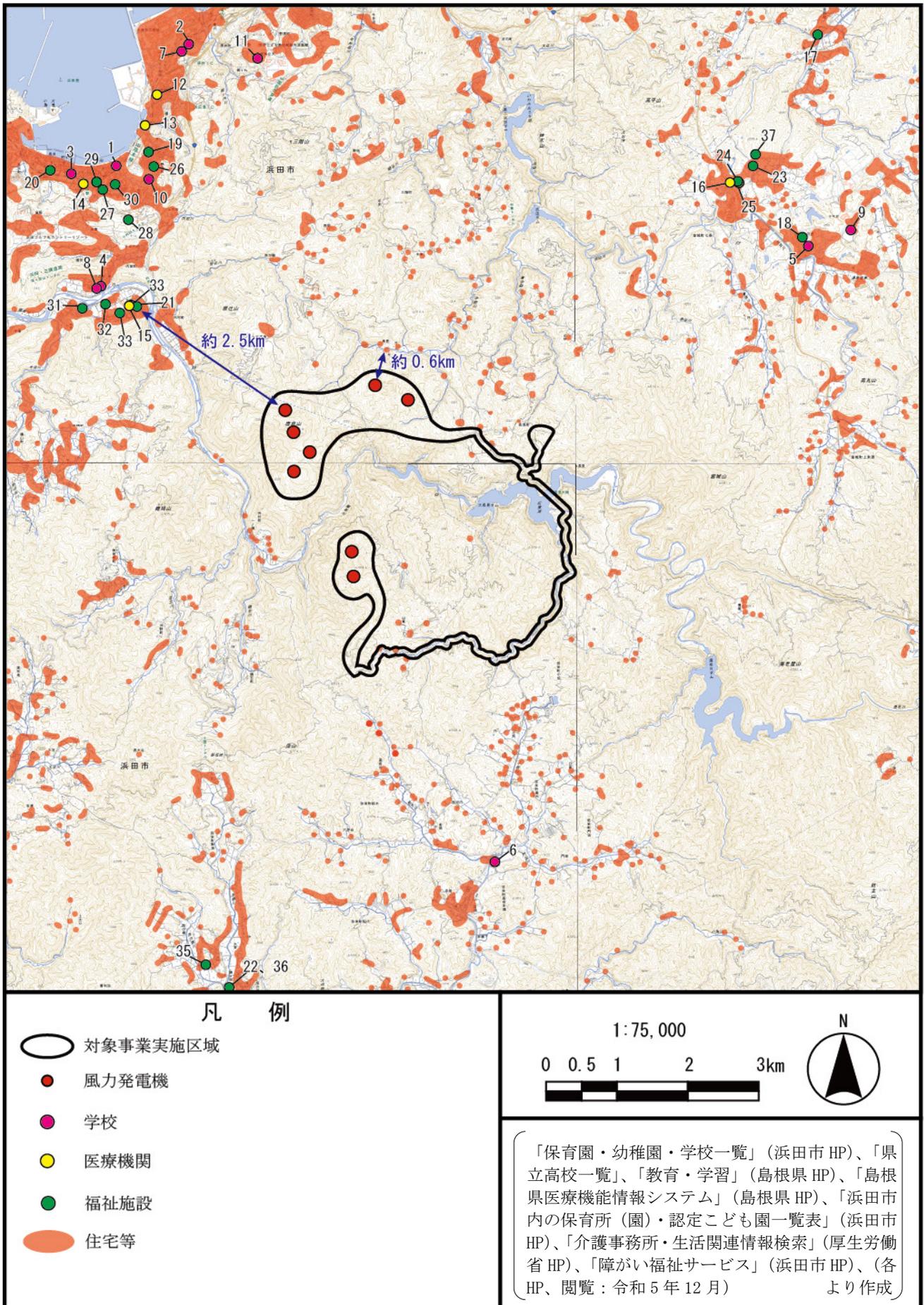


図 3.2-12 環境保全上配慮すべき施設の状況及び住宅等の配置の概況

### 3.2.6 下水道の整備の状況

浜田市及び島根県における下水道の処理人口普及状況は表 3.2-16 のとおりである。

浜田市の令和 4 年度末における汚水処理人口普及率は 49.6%、下水道普及率は 14.3%となっている。

表 3.2-16 下水道処理人口普及状況（令和 4 年度末）

区分	行政人口（人）	汚水処理普及人口（人）	汚水処理人口普及率（%）	下水道普及率（%）
浜田市	50,129	24,856	49.6	14.3
島根県	654,326	543,143	83.0	52.0

注：行政人口は、令和 5 年 3 月 31 日現在の住民基本台帳人口による。

〔「令和 4 年度末汚水処理人口普及状況（市町村別）」（島根県 HP、閲覧：令和 5 年 12 月）より作成〕

### 3.2.7 廃棄物の状況

#### 1. 一般廃棄物の状況

浜田市及び島根県における一般廃棄物（ごみ）の処理状況は表 3.2-17 のとおりである。

令和 3 年度におけるごみ総排出量は浜田市で 19,074t となっている。

表 3.2-17 一般廃棄物（ごみ）の処理状況（令和 3 年度）

区分		浜田市	島根県
ごみ総排出量	計画収集量(t)	15,552	192,608
	直接搬入量(t)	3,522	35,810
	集団回収量(t)	0	362
	合計(t)	19,074	228,780
ごみ処理量	直接焼却量(t)	15,599	172,745
	直接最終処分量(t)	158	6,680
	焼却以外の中間処理量(t)	2,135	43,637
	直接資源化量(t)	1,182	7,967
	合計(t)	19,074	231,029
中間処理後再生利用量(t)		2,588	38,642
リサイクル率(%)		19.7	20.3
最終処分量(t)		1,711	20,508

注：リサイクル率：(直接資源化量+中間処理後再生利用量+集団回収量) / (ごみ処理量+集団回収量) × 100

〔「環境省一般廃棄物処理実態調査結果（令和 3 年度）」（環境省 HP、閲覧：令和 5 年 12 月）より作成〕

## 2. 産業廃棄物の状況

島根県における平成 30 年度の産業廃棄物の排出状況は、表 3.2-18 のとおりである。

また、対象事業実施区域を中心とした 50km の範囲における中間処理施設及び最終処分場の施設数は表 3.2-19、立地状況は図 3.2-13 のとおりであり、中間処理施設 82 か所、最終処分場 1 か所となっている。

表 3.2-18 産業廃棄物の処理状況（平成 30 年度実績）

（単位：千 t/年）

県	排出量	減量化量	再生利用量	最終処分量
島根県	1,544	367	971	205

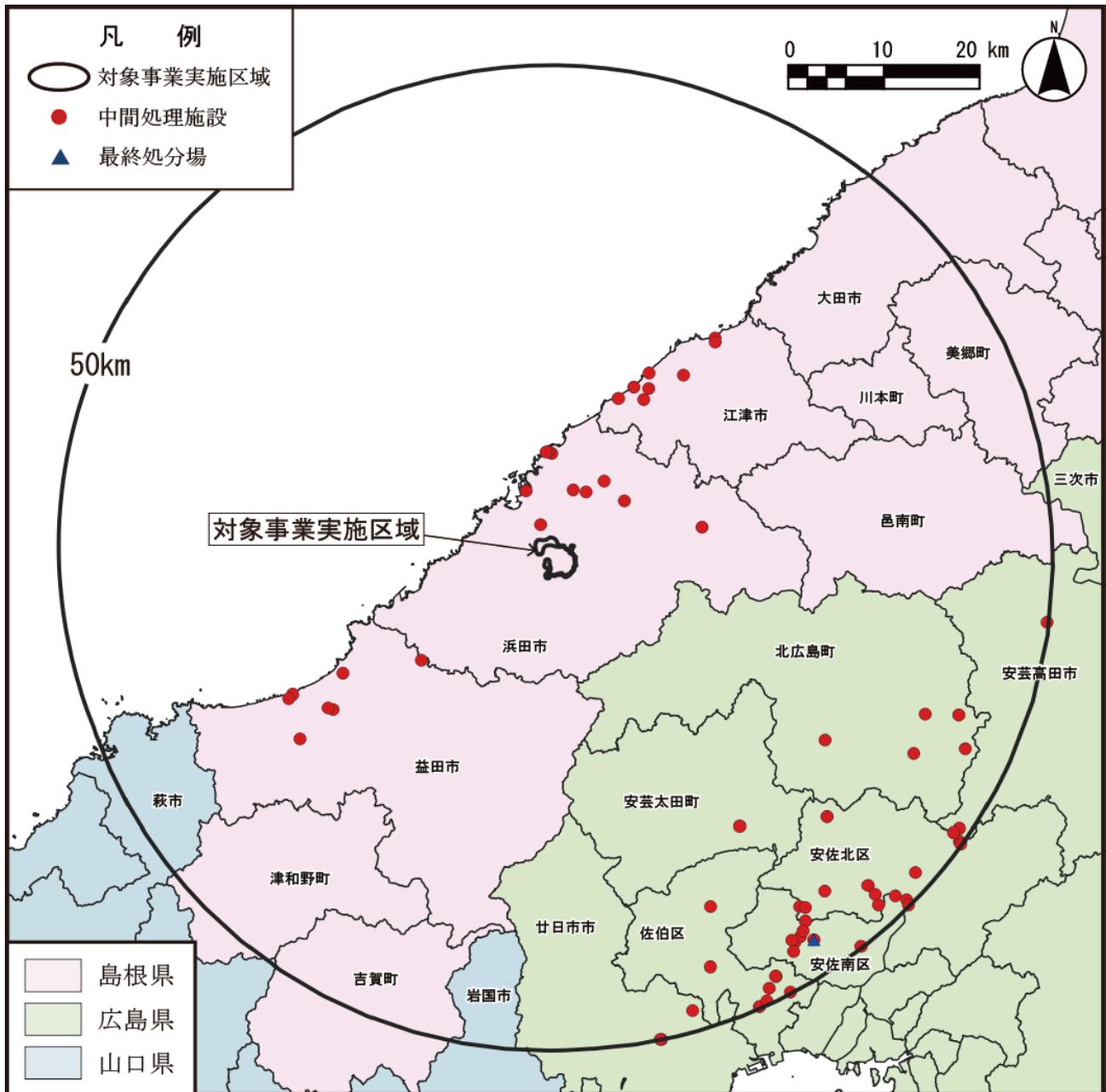
〔「令和元年度 島根県産業廃棄物実態調査報告書（平成 30 年度実績）」（島根県、令和元年）より作成〕

表 3.2-19 産業廃棄物処理施設数（平成 24 年度）

（単位：か所）

県	市町	中間処理施設	最終処分場
島根県	益田市	7	0
	浜田市	11	0
	江津市	8	0
広島県	広島市	42	1
	安芸高田市	4	0
	北広島町	6	0
	廿日市市	3	0
	安芸太田町	1	0
合計		82	1

〔「国土数値情報（廃棄物処理施設データ）」（国土交通省 HP、閲覧：令和 5 年 12 月）より作成〕



〔「国土数値情報（廃棄物処理施設データ）」（国土交通省 HP、閲覧：令和 5 年 12 月）より作成〕

図 3.2-13 廃棄物処理施設等の分布状況（50km 範囲）

### 3.2.8 環境の保全を目的とする法令等により指定された地域その他の対象及び当該対象に係る規制の内容その他の環境の保全に関する施策の内容

#### 1. 公害関係法令等

##### (1) 環境基準

##### ① 大気汚染

大気汚染に係る環境基準は、「環境基本法」(平成5年法律第91号、最終改正：令和3年5月19日)に基づき全国一律に定められており、その内容は表3.2-20(1)のとおりである。また、ベンゼン等の有害大気汚染物質については表3.2-20(2)の基準がそれぞれ定められている。

表3.2-20(1) 大気汚染に係る環境基準

物質	環境上の条件
二酸化いおう	1時間値の1日平均値が0.04ppm以下であり、かつ、1時間値が0.1ppm以下であること。
一酸化炭素	1時間値の1日平均値が10ppm以下であり、かつ、1時間値の8時間平均値が20ppm以下であること。
浮遊粒子状物質	1時間値の1日平均値が0.10mg/m <sup>3</sup> 以下であり、かつ、1時間値が0.20mg/m <sup>3</sup> 以下であること。
二酸化窒素	1時間値の1日平均値が0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内又はそれ以下であること。
光化学オキシダント	1時間値が0.06ppm以下であること。
微小粒子状物質	1年平均値が15μg/m <sup>3</sup> 以下であり、かつ、1日平均値が35μg/m <sup>3</sup> 以下であること。
備考	
1. 環境基準は、工業専用地域、車道その他一般公衆が通常生活していない地域又は場所については、適用しない。 2. 浮遊粒子状物質とは、大気中に浮遊する粒子状物質であって、その粒径が10μm以下のものをいう。 3. 二酸化窒素について、1時間値の1日平均値が0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内にある地域にあつては、原則としてこのゾーン内において現状程度の水準を維持し、又はこれを大きく上回ることをとらないよう努めるものとする。 4. 光化学オキシダントとは、オゾン、パーオキシアセチルナイトレートその他の光化学反応により生成される酸化性物質(中性ヨウ化カリウム溶液からヨウ素を遊離するものに限り、二酸化窒素を除く。)をいう。 5. 微小粒子状物質とは、大気中に浮遊する粒子状物質であつて、粒径が2.5μmの粒子を50%の割合で分離できる分粒装置を用いて、より粒径の大きい粒子を除去した後に採取される粒子をいう。	

「大気汚染に係る環境基準について」(昭和48年環境庁告示第25号、最終改正：平成8年10月25日)  
 「二酸化窒素に係る環境基準について」(昭和53年環境庁告示第38号、最終改正：平成8年10月25日)  
 「微小粒子状物質による大気汚染に係る環境基準について」(平成21年環境省告示第33号)より作成

表3.2-20(2) 大気汚染に係る環境基準(有害大気汚染物質)

物質	環境上の条件
ベンゼン	1年平均値が0.003mg/m <sup>3</sup> 以下であること。
トリクロロエチレン	1年平均値が0.13mg/m <sup>3</sup> 以下であること。
テトラクロロエチレン	1年平均値が0.2mg/m <sup>3</sup> 以下であること。
ジクロロメタン	1年平均値が0.15mg/m <sup>3</sup> 以下であること。
備考	
1. 環境基準は、工業専用地域、車道その他一般公衆が通常生活していない地域または場所については、適用しない。 2. ベンゼン等による大気汚染に係る環境基準は、継続的に摂取される場合には人の健康を損なうおそれがある物質に係るものであることにかんがみ、将来にわたって人の健康に係る被害が未然に防止されるようにすることを旨として、その維持又は早期達成に努めるものとする。	

「ベンゼン等による大気汚染に係る環境基準について」(平成9年環境庁告示第4号、最終改正：平成30年11月19日)より作成

## ② 騒音

騒音に係る環境基準は、騒音に係る環境上の条件について生活環境を保全し、人の健康を保護するうえで維持されることが望ましい基準として、「環境基本法」(平成5年法律第91号、最終改正：令和3年5月19日)に基づき定められている。

浜田市では表3.2-21のとおり地域の類型の当てはめが行われており、対象事業実施区域及びその周囲における指定状況は図3.2-14のとおりである。

表3.2-21(1) 騒音に係る環境基準(一般地域)

地域の類型	基準値	
	昼間 (6:00~22:00)	夜間 (22:00~6:00)
AA	50 デシベル以下	40 デシベル以下
A 及び B	55 デシベル以下	45 デシベル以下
C	60 デシベル以下	50 デシベル以下

注：類型AA：特に静穏を要する地域とされるが、島根県内には該当地域はない。

類型A：都市計画法の規定により定められた地域のうち第一種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、及び第二種中高層住居専用地域

類型B：都市計画法の規定により定められた地域のうち第一種住居地域、第二種住居地域及び都市計画区域であって用途地域の定められていない地域(浜田年計画臨港地区及び三隈都市計画臨港地区の地域を除く。)

類型C：都市計画法の規定により定められた地域のうち近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域並びに浜田都市計画臨港地区及び三隈都市計画臨港地区

〔「騒音に係る環境基準について」(平成10年環境庁告示第64号、最終改正：令和2年3月30日)  
「騒音に係る環境基準の地域の類型を当てはめる地域の指定」(平成24年浜田市告示第60号)より作成〕

表3.2-21(2) 騒音に係る環境基準(道路に面する地域)

地域の区分	基準値	
	昼間 (6:00~22:00)	夜間 (22:00~6:00)
A 地域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する地域	60 デシベル以下	55 デシベル以下
B 地域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する地域 及びC 地域のうち車線を有する道路に面する地域	65 デシベル以下	60 デシベル以下

備考：車線とは、1縦列の自動車が安全かつ円滑に走行するために必要な一定の幅員を有する帯状の車道部分をいう。この場合において、幹線交通を担う道路に近接する空間については、上表にかかわらず、特例として次表の基準値の欄に掲げるとおりとする。

〔「騒音に係る環境基準について」(平成10年環境庁告示第64号、最終改正：令和2年3月30日)より作成〕

表3.2-21(3) 騒音に係る環境基準(幹線交通を担う道路に近接する空間)

基準値	
昼間 (6:00~22:00)	夜間 (22:00~6:00)
70 デシベル以下	65 デシベル以下

備考：個別の住居等において騒音の影響を受けやすい面の窓を主として閉めた生活が営まれていると認められるときは、屋内へ透過する騒音に係る基準(昼間にあっては45デシベル以下、夜間にあっては40デシベル以下)にすることができる。

〔「騒音に係る環境基準について」(平成10年環境庁告示第64号、最終改正：令和2年3月30日)より作成〕

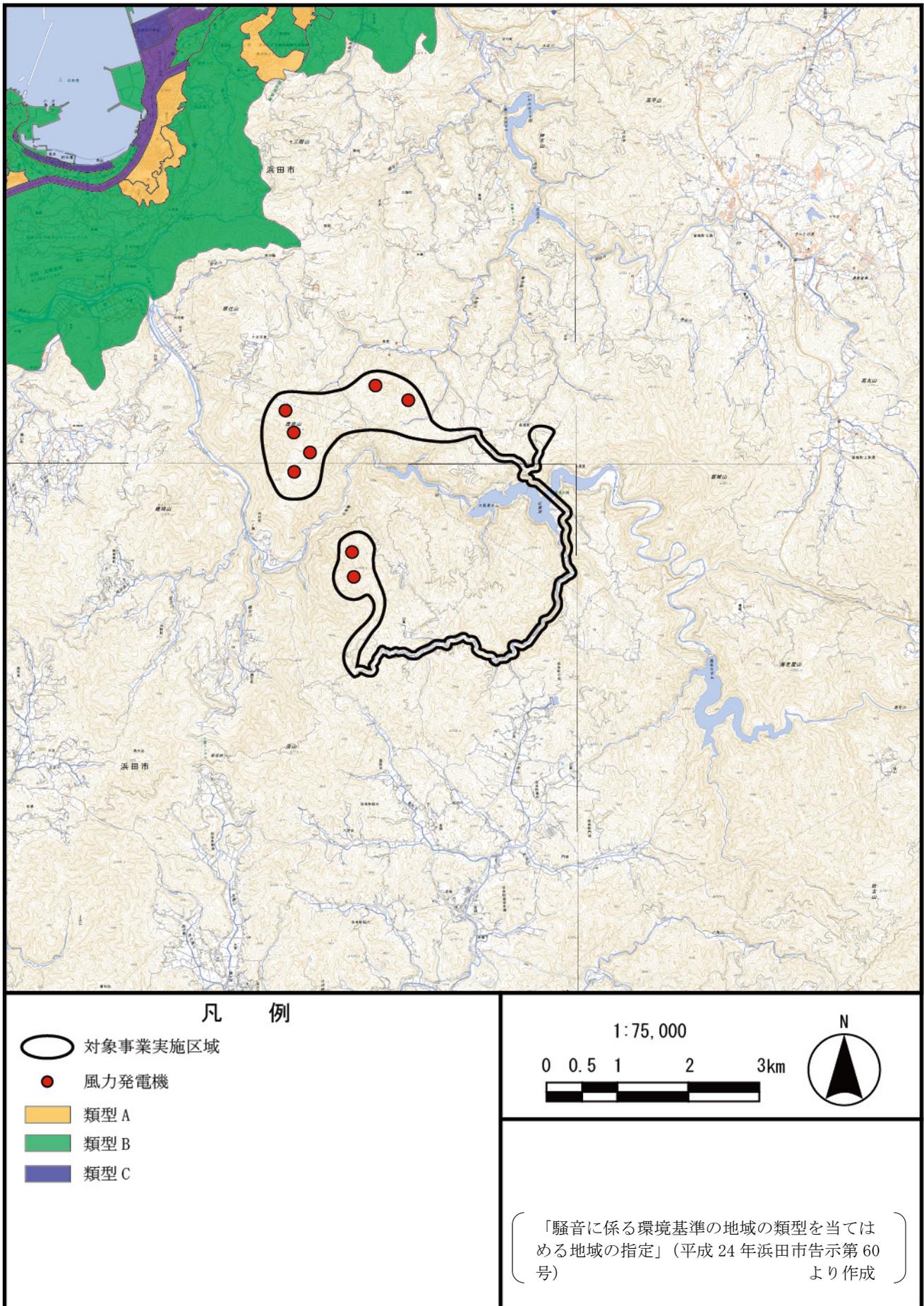


図 3.2-14 騒音に係る環境基準の類型指定状況

### ③ 水質汚濁

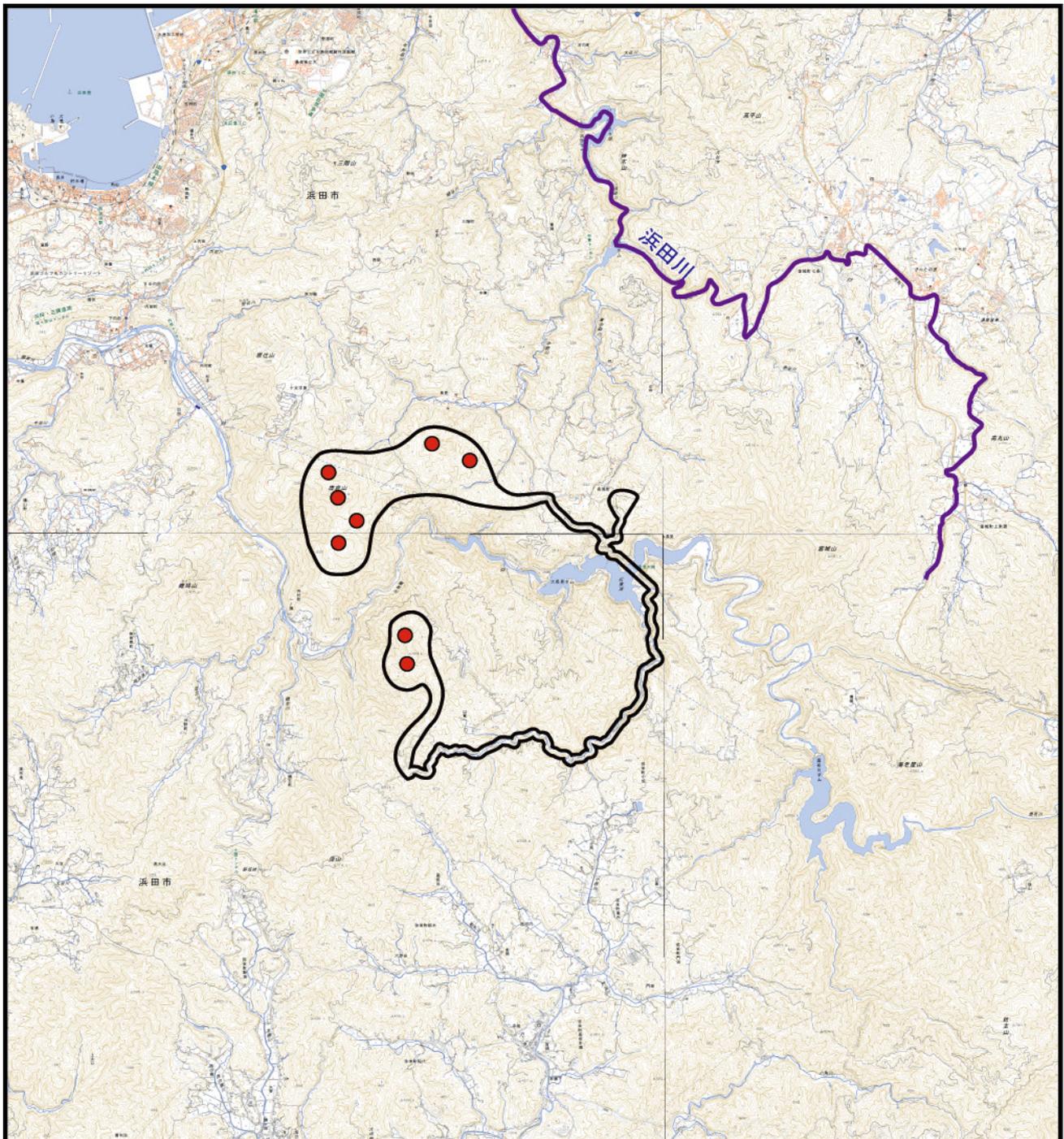
公共用水域と地下水の水質に係る環境基準は、「環境基本法」（平成 5 年法律第 91 号、最終改正：令和 3 年 5 月 19 日）に基づき定められている。

環境基準のうち、「人の健康の保護に関する環境基準」は、表 3.2-22 のとおりであり、全公共用水域について一律に定められている。

「生活環境の保全に関する環境基準」は、表 3.2-23～表 3.2-25 のとおりであり、河川、湖沼、海域ごとに利用目的、水生生物の生息状況及び水生生物が生息・再生産する場の適応性に応じた水域類型が設けられ、基準値が定められている。

対象事業実施区域及びその周囲において、図 3.2-15 のとおり浜田川が河川 AA 類型に指定されている。

地下水の水質汚濁に係る環境基準は、表 3.2-26 のとおりすべての地下水について定められている。



凡 例

-  対象事業実施区域
-  風力発電機
-  河川 AA 類型

1:75,000



「令和2年度公共用水域・地下水水質測定結果報告書」(島根県HP、閲覧:令和5年12月)より作成

図 3.2-15 水域の環境基準の類型指定の状況

表 3.2-22 人の健康の保護に関する環境基準

項目	基準値
カドミウム	0.003mg/L 以下
全シアン	検出されないこと
鉛	0.01mg/L 以下
六価クロム	0.02mg/L 以下
砒素	0.01mg/L 以下
総水銀	0.0005mg/L 以下
アルキル水銀	検出されないこと
PCB	検出されないこと
ジクロロメタン	0.02mg/L 以下
四塩化炭素	0.002mg/L 以下
1,2-ジクロロエタン	0.004mg/L 以下
1,1-ジクロロエチレン	0.1mg/L 以下
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/L 以下
1,1,1-トリクロロエタン	1 mg/L 以下
1,1,2-トリクロロエタン	0.006mg/L 以下
トリクロロエチレン	0.01mg/L 以下
テトラクロロエチレン	0.01mg/L 以下
1,3-ジクロロプロペン	0.002mg/L 以下
チウラム	0.006mg/L 以下
シマジン	0.003mg/L 以下
チオベンカルブ	0.02mg/L 以下
ベンゼン	0.01mg/L 以下
セレン	0.01mg/L 以下
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10 mg/L 以下
ふっ素	0.8mg/L 以下
ほう素	1 mg/L 以下
1,4-ジオキサン	0.05mg/L 以下
備考	<p>1. 基準値は年間平均値とする。ただし、全シアンに係る基準値については、最高値とする。</p> <p>2. 「検出されないこと」とは、定められた方法で測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。</p> <p>3. 海域については、ふっ素及びほう素の基準値は適用しない。</p> <p>4. 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素の濃度は、規格 43.2.1、43.2.3、43.2.5 又は 43.2.6 により測定された硝酸イオンの濃度に換算係数 0.2259 を乗じたものと規格 43.1 により測定された亜硝酸イオンの濃度に換算係数 0.3045 を乗じたものの和とする。</p>

「水質汚濁に係る環境基準について」(昭和 46 年環境庁告示第 59 号、最終改正：令和 5 年 3 月 13 日)  
より作成

表 3.2-23(1) 生活環境の保全に関する環境基準（湖沼を除く河川）

項目 類型	利用目的の適応性	基準値				
		水素イオン濃度(pH)	生物化学的酸素要求量(BOD)	浮遊物質(SS)	溶存酸素量(DO)	大腸菌数
AA	水道1級 自然環境保全及び A以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	1mg/L以下	25mg/L以下	7.5mg/L以上	20CFU/ 100mL以下
A	水道2級 水産1級 水浴 及びB以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	2mg/L以下	25mg/L以下	7.5mg/L以上	300CFU/ 100mL以下
B	水道3級 水産2級 及びC以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	3mg/L以下	25mg/L以下	5mg/L以上	1,000CFU/ 100mL以下
C	水産3級 工業用水1級及び D以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	5mg/L以下	50mg/L以下	5mg/L以上	—
D	工業用水2級 農業用水及び Eの欄に掲げるもの	6.0以上 8.5以下	8mg/L以下	100mg/L以下	2mg/L以上	—
E	工業用水3級 環境保全	6.0以上 8.5以下	10mg/L以下	ごみ等の浮遊が 認められないこと	2mg/L以上	—

備考

1. 基準値は、日間平均値とする。
2. 農業用利水点については、水素イオン濃度6.0以上7.5以下、溶存酸素量5mg/L以上とする。
3. 水道1級を利用目的としている地点（自然環境保全を利用目的としている地点を除く。）については、大腸菌数100CFU/100mL以下とする。
4. 水産1級、水産2級及び水産3級については、当分の間、大腸菌数の項目の基準値は適用しない。

注：1. 自然環境保全：自然探勝等の環境保全  
 2. 水道1級：ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの  
 水道2級：沈殿ろ過等による通常の浄水操作を行うもの  
 水道3級：前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの  
 3. 水産1級：ヤマメ、イワナ等貧腐水性水域の水産生物用並びに水産2級及び水産3級の水産生物用  
 水産2級：サケ科魚類及びアユ等貧腐水性水域の水産生物用及び水産3級の水産生物用  
 水産3級：コイ、フナ等、β-中腐水性水域の水産生物用  
 4. 工業用水1級：沈殿等による通常の浄水操作を行うもの  
 工業用水2級：薬品注入等による高度の浄水操作を行うもの  
 工業用水3級：特殊の浄水操作を行うもの  
 5. 環境保全：国民の日常生活（沿岸の遊歩等を含む。）において不快感を生じない限度  
 [「水質汚濁に係る環境基準について」(昭和46年環境庁告示第59号、最終改正：令和5年3月13日)より作成]

表 3.2-23(2) 生活環境の保全に関する環境基準（湖沼を除く河川）

項目 類型	水生生物の生息状況の適応性	基準値		
		全亜鉛	ノニルフェノール	直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩
生物A	イワナ、サケマス等比較的低温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03mg/L以下	0.001mg/L以下	0.03mg/L以下
生物特A	生物Aの水域のうち、生物Aの欄に掲げる水生生物の産卵場(繁殖場)又は幼稚子の生育場として特に保全が必要な水域	0.03mg/L以下	0.0006mg/L以下	0.02mg/L以下
生物B	コイ、フナ等比較的高温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03mg/L以下	0.002mg/L以下	0.05mg/L以下
生物特B	生物A又は生物Bの水域のうち、生物Bの欄に掲げる水生生物の産卵場(繁殖場)又は幼稚子の生育場として特に保全が必要な水域	0.03mg/L以下	0.002mg/L以下	0.04mg/L以下

備考：基準値は、年間平均値とする。

[「水質汚濁に係る環境基準について」(昭和46年環境庁告示第59号、最終改正：令和5年3月13日)より作成]

表 3.2-24(1) 生活環境の保全に関する環境基準（湖沼）

項目 類型	利用目的の適応性	基準値				
		水素イオン 濃度 (pH)	化学的酸素 要求量 (COD)	浮遊物質 量 (SS)	溶存酸素量 (DO)	大腸菌数
AA	水道 1 級 水産 1 級 自然環境保全及び A 以下の欄に掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	1mg/L 以下	1mg/L 以下	7.5mg/L 以上	20CFU/ 100mL 以下
A	水道 2、3 級 水産 2 級 水浴 及び B 以下の欄に掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	3mg/L 以下	5mg/L 以下	7.5mg/L 以上	300CFU/ 100mL 以下
B	水産 3 級 工業用水 1 級 農業用水 及び C の欄に掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	5mg/L 以下	15mg/L 以下	5mg/L 以上	—
C	工業用水 2 級 環境保全	6.0 以上 8.5 以下	8mg/L 以下	ごみ等の浮遊 が認められ ないこと	2mg/L 以上	—

備考

- 湖沼とは、天然湖沼及び貯水量が 1,000 万立方メートル以上であり、かつ、水の滞留期間が 4 日間以上である人工湖をいう。
- 基準値は、日間平均値とする。
- 農業用利水点については、水素イオン濃度 6.0 以上 7.5 以下、溶存酸素量 5mg/L 以上とする。
- 水産 1 級、水産 2 級及び水産 3 級については、当分の間、浮遊物質量の項目の基準値は適用しない。
- 水道 1 級を利用目的としている地点（自然環境保全を利用目的としている地点を除く。）については、大腸菌数 100CFU/100mL 以下とする。
- 水道 3 級を利用目的としている地点（水浴又は水道 2 級を利用目的としている地点を除く。）については、大腸菌数 1,000CFU/100mL 以下とする。

注： 1. 自然環境保全：自然探勝等の環境保全

2. 水道 1 級：ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの

水道 2、3 級：沈殿ろ過等による通常の浄水操作、又は、前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの

3. 水産 1 級：ヒメマス等貧栄養湖型の水域の水産生物用並びに水産 2 級及び水産 3 級の水産生物用

水産 2 級：サケ科魚類及びアユ等貧栄養湖型の水域の水産生物用及び水産 3 級の水産生物用

水産 3 級：コイ・フナ等富栄養湖型の水域の水産生物用

4. 工業用水 1 級：沈殿等による通常の浄水操作を行うもの

工業用水 2 級：薬品注入等による高度の浄水操作、又は、特殊な浄水操作を行うもの

5. 環境保全：国民の日常生活（沿岸の遊歩等を含む。）において不快感を生じない限度

〔「水質汚濁に係る環境基準について」（昭和 46 年環境庁告示第 59 号、最終改正：令和 5 年 3 月 13 日）より作成〕

表 3.2-24(2) 生活環境の保全に関する環境基準（湖沼）

項目 類型	利用目的の適応性	基準値	
		全窒素	全磷
I	自然環境保全及びⅡ以下の欄に掲げるもの	0.1mg/L 以下	0.005mg/L 以下
Ⅱ	水道 1、2、3 級（特殊なものを除く。） 水産 1 種 水浴及びⅢ以下の欄に掲げるもの	0.2mg/L 以下	0.01mg/L 以下
Ⅲ	水道 3 級（特殊なもの）及びⅣ以下の欄に掲げるもの	0.4mg/L 以下	0.03mg/L 以下
Ⅳ	水産 2 種及びⅤの欄に掲げるもの	0.6mg/L 以下	0.05mg/L 以下
Ⅴ	水産 3 種 工業用水 農業用水 環境保全	1mg/L 以下	0.1mg/L 以下

備考

- 湖沼とは、天然湖沼及び貯水量が 1,000 万立方メートル以上であり、かつ、水の滞留期間が 4 日間以上である人工湖をいう。
- 基準値は、年間平均値とする。
- 水域類型の指定は、湖沼植物プランクトンの著しい増殖を生ずるおそれがある湖沼について行うものとし、全窒素の項目の基準値は、全窒素が湖沼植物プランクトンの増殖の要因となる湖沼について適用する。
- 農業用水については、全磷の項目の基準値は適用しない。

注：1. 自然環境保全：自然探勝等の環境保全

2. 水道 1 級：ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの

水道 2 級：沈殿ろ過等による通常の浄水操作を行うもの

水道 3 級：前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの（「特殊なもの」とは、臭気物質の除去が可能  
な特殊な浄水操作を行うものをいう。）

3. 水産 1 種：サケ科魚類及びアユ等の水産生物用並びに水産 2 種及び水産 3 種の水産生物用

水産 2 種：ワカサギ等の水産生物用及び水産 3 種の水産生物用

水産 3 種：コイ、フナ等の水産生物用

4. 環境保全：国民の日常生活（沿岸の散歩等を含む。）において不快感を生じない限度

〔「水質汚濁に係る環境基準について」（昭和 46 年環境庁告示第 59 号、最終改正：令和 5 年 3 月 13 日）より作成〕

表 3.2-24(3) 生活環境の保全に関する環境基準（湖沼）

項目 類型	水生生物の生息状況の適応性	基準値		
		全亜鉛	ノニルフェノール	直鎖アルキルベンゼン スルホン酸及びその塩
生物 A	イワナ、サケマス等比較的低温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03mg/L 以下	0.001mg/L 以下	0.03mg/L 以下
生物特 A	生物 A の水域のうち、生物 A の欄に掲げる水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.03mg/L 以下	0.0006mg/L 以下	0.02mg/L 以下
生物 B	コイ、フナ等比較的高温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03mg/L 以下	0.002mg/L 以下	0.05mg/L 以下
生物特 B	生物 A 又は生物 B の水域のうち、生物 B の欄に掲げる水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.03mg/L 以下	0.002mg/L 以下	0.04mg/L 以下

備考：基準値は、年間平均値とする。

〔「水質汚濁に係る環境基準について」（昭和 46 年環境庁告示第 59 号、最終改正：令和 5 年 3 月 13 日）より作成〕

表 3.2-24(4) 生活環境の保全に関する環境基準（湖沼）

項目 類型	水生生物が生息・再生産する場の適応性	基準値	
		底層溶存酸素量	
生物1	生息段階において貧酸素耐性の低い水生生物が生息できる場を保全・再生産する水域 又は再生産段階において貧酸素耐性の低い水生生物が再生産できる場を保全・再生産する水域	4.0mg/L 以上	
生物2	生息段階において貧酸素耐性の低い水生生物を除き、水生生物が生息できる場を保全・再生産する水域又は再生産段階において貧酸素耐性の低い水生生物を除き、水生生物が再生産できる場を保全・再生産する水域	3.0mg/L 以上	
生物3	生息段階において貧酸素耐性の高い水生生物が生息できる場を保全・再生産する水域、再生産段階において貧酸素耐性の高い水生生物が再生産できる場を保全・再生産する水域又は無生物域を解消する水域	2.0mg/L 以上	

備考：基準値は、日間平均値とする。

〔「水質汚濁に係る環境基準について」（昭和46年環境庁告示第59号、最終改正：令和5年3月13日）より作成〕

表 3.2-25(1) 生活環境の保全に関する環境基準（海域）

項目 類型	利用目的の適応性	基準値				
		水素イオン濃度 (pH)	化学的酸素要求量 (COD)	溶存酸素量 (DO)	大腸菌数	n-ヘキササン抽出物質 (油分等)
A	水産1級 水浴 自然環境保全及び B以下の欄に掲げるもの	7.8以上 8.3以下	2mg/L 以下	7.5mg/L 以上	300CFU/ 100mL 以下	検出されないこと
B	水産2級 工業用水及び Cの欄に掲げるもの	7.8以上 8.3以下	3mg/L 以下	5mg/L 以上	—	検出されないこと
C	環境保全	7.0以上 8.3以下	8mg/L 以下	2mg/L 以上	—	—

備考：1. 基準値は、日間平均値とする。  
2. 自然環境保全を利用目的としている地点については、大腸菌数 20CFU/100mL 以下とする。

注：1. 自然環境保全：自然探勝等の環境保全

2. 水産1級：マダイ、ブリ、ワカメ等の水産生物用及び水産2級の水産生物用  
水産2級：ボラ、ノリ等の水産生物用

3. 環境保全：国民の日常生活（沿岸の遊歩等を含む。）において不快感を生じない限度

〔「水質汚濁に係る環境基準について」（昭和46年環境庁告示第59号、最終改正：令和5年3月13日）より作成〕

表 3.2-25(2) 生活環境の保全に関する環境基準（海域）

項目 類型	利用目的の適応性	基準値	
		全窒素	全リン
I	自然環境保全及びII以下の欄に掲げるもの（水産2種及び3種を除く。）	0.2mg/L 以下	0.02mg/L 以下
II	水産1種 水浴及びIII以下の欄に掲げるもの（水産2種及び3種を除く。）	0.3mg/L 以下	0.03mg/L 以下
III	水産2種及びIVの欄に掲げるもの（水産3種を除く。）	0.6mg/L 以下	0.05mg/L 以下
IV	水産3種 工業用水 生物生息環境保全	1mg/L 以下	0.09mg/L 以下

備考：1. 基準値は、年間平均値とする。  
2. 水域類型の指定は、海洋植物プランクトンの著しい増殖を生ずるおそれがある海域について行うものとする。

注：1. 自然環境保全：自然探勝等の環境保全

2. 水産1種：底生魚介類を含め多様な水産生物がバランス良く、かつ、安定して漁獲される

水産2種：一部の底生魚介類を除き、魚類を中心とした水産生物が多獲される

水産3種：汚濁に強い特定の水産生物が主に漁獲される

3. 生物生息環境保全：年間を通して底生生物が生息できる限度

〔「水質汚濁に係る環境基準について」（昭和46年環境庁告示第59号、最終改正：令和5年3月13日）より作成〕

表 3.2-25(3) 生活環境の保全に関する環境基準（海域）

項目 類型	水生生物の生息状況の適応性	基準値		
		全亜鉛	ノニルフェノール	直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩
生物 A	水生生物の生息する水域	0.02mg/L 以下	0.001mg/L 以下	0.01mg/L 以下
生物特 A	生物 A の水域のうち、水生生物の産卵場(繁殖場) 又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.01mg/L 以下	0.0007mg/L 以下	0.006mg/L 以下

備考：基準値は、年間平均値とする。

〔「水質汚濁に係る環境基準について」（昭和 46 年環境庁告示第 59 号、最終改正：令和 5 年 3 月 13 日）より作成〕

表 3.2-25(4) 生活環境の保全に関する環境基準（海域）

項目 類型	水生生物が生息・再生産する場の適応性	基準値
		底層溶存酸素量
生物 1	生息段階において貧酸素耐性の低い水生生物が生息できる場を保全・再生産する水域又は再生産段階において貧酸素耐性の低い水生生物が再生産できる場を保全・再生産する水域	4.0mg/L 以上
生物 2	生息段階において貧酸素耐性の低い水生生物を除き、水生生物が生息できる場を保全・再生産する水域又は再生産段階において貧酸素耐性の低い水生生物を除き、水生生物が再生産できる場を保全・再生産する水域	3.0mg/L 以上
生物 3	生息段階において貧酸素耐性の高い水生生物が生息できる場を保全・再生産する水域、再生産段階において貧酸素耐性の高い水生生物が再生産できる場を保全・再生産する水域又は無生物域を解消する水域	2.0mg/L 以上

備考：基準値は、日間平均値とする。

〔「水質汚濁に係る環境基準について」（昭和 46 年環境庁告示第 59 号、最終改正：令和 5 年 3 月 13 日）より作成〕

表 3.2-26 地下水の水質汚濁に係る環境基準

項目	基準値
カドミウム	0.003mg/L 以下
全シアン	検出されないこと
鉛	0.01mg/L 以下
六価クロム	0.02mg/L 以下
砒素	0.01mg/L 以下
総水銀	0.0005mg/L 以下
アルキル水銀	検出されないこと
PCB	検出されないこと
ジクロロメタン	0.02mg/L 以下
四塩化炭素	0.002mg/L 以下
クロロエチレン (別名：塩化ビニル又は塩化ビニルモノマー)	0.002mg/L 以下
1,2-ジクロロエタン	0.004mg/L 以下
1,1-ジクロロエチレン	0.1mg/L 以下
1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/L 以下
1,1,1-トリクロロエタン	1 mg/L 以下
1,1,2-トリクロロエタン	0.006mg/L 以下
トリクロロエチレン	0.01mg/L 以下
テトラクロロエチレン	0.01mg/L 以下
1,3-ジクロロプロペン	0.002mg/L 以下
チウラム	0.006mg/L 以下
シマジン	0.003mg/L 以下
チオベンカルブ	0.02mg/L 以下
ベンゼン	0.01mg/L 以下
セレン	0.01mg/L 以下
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10mg/L 以下
ふっ素	0.8mg/L 以下
ほう素	1 mg/L 以下
1,4-ジオキサン	0.05mg/L 以下
<p>備考</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 基準値は年間平均値とする。ただし、全シアンに係る基準値については、最高値とする。</li> <li>2. 「検出されないこと」とは、定められた方法で測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。</li> <li>3. 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素の濃度は、規格 K0102 の 43.2.1、43.2.3、43.2.5 又は 43.2.6 により測定された硝酸イオンの濃度に換算係数 0.2259 を乗じたものと規格 K0102 の 43.1 により測定された亜硝酸イオンの濃度に換算係数 0.3045 を乗じたものの和とする。</li> <li>4. 1,2-ジクロロエチレンの濃度は、規格 K0125 の 5.1、5.2 又は 5.3.2 により測定されたシス体の濃度と規格 K0125 の 5.1、5.2 又は 5.3.1 により測定されたトランス体の濃度の和とする。</li> </ol>	

「地下水の水質汚濁に係る環境基準について」(平成9年環境庁告示第10号、最終改正：令和3年10月7日) より作成

#### ④ 土壌汚染

土壌汚染に係る環境基準は、「環境基本法」（平成5年法律第91号、最終改正：令和3年5月19日）に基づき全国一律に定められている。土壌汚染に係る環境基準は表3.2-27のとおりである。

表 3.2-27 土壌汚染に係る環境基準

項 目	環 境 上 の 条 件
カドミウム	検液 1L につき 0.003mg 以下であり、かつ、農用地においては、米 1kg につき 0.4mg 以下であること。
全シアン	検液中に検出されないこと。
有機燐	検液中に検出されないこと。
鉛	検液 1L につき 0.01mg 以下であること。
六価クロム	検液 1L につき 0.05mg 以下であること。
砒素	検液 1L につき 0.01mg 以下であり、かつ農用地（田に限る）においては、土壌 1kg につき 15mg 未満であること。
総水銀	検液 1L につき 0.0005mg 以下であること。
アルキル水銀	検液中に検出されないこと。
PCB	検液中に検出されないこと。
銅	農用地（田に限る）において、土壌 1kg につき 125mg 未満であること。
ジクロロメタン	検液 1L につき 0.02mg 以下であること。
四塩化炭素	検液 1L につき 0.002mg 以下であること。
クロロエチレン（別名塩化ビニル又は塩化ビニルモノマー）	検液 1L につき 0.002mg 以下であること。
1,2-ジクロロエタン	検液 1L につき 0.004mg 以下であること。
1,1-ジクロロエチレン	検液 1L につき 0.1mg 以下であること。
シス-1,2-ジクロロエチレン	検液 1L につき 0.04mg 以下であること。
1,1,1-トリクロロエタン	検液 1L につき 1mg 以下であること。
1,1,2-トリクロロエタン	検液 1L につき 0.006mg 以下であること。
トリクロロエチレン	検液 1L につき 0.01mg 以下であること。
テトラクロロエチレン	検液 1L につき 0.01mg 以下であること。
1,3-ジクロロプロペン	検液 1L につき 0.002mg 以下であること。
チウラム	検液 1L につき 0.006mg 以下であること。
シマジン	検液 1L につき 0.003mg 以下であること。
チオベンカルブ	検液 1L につき 0.02mg 以下であること。
ベンゼン	検液 1L につき 0.01mg 以下であること。
セレン	検液 1L につき 0.01mg 以下であること。
ふっ素	検液 1L につき 0.8mg 以下であること。
ほう素	検液 1L につき 1mg 以下であること。
1,4-ジオキサン	検液 1L につき 0.05mg 以下であること。
備考	<p>1. 環境上の条件のうち検液中濃度に係るものにあつては付表に定める方法により検液を作成し、これを用いて測定を行うものとする。</p> <p>2. カドミウム、鉛、六価クロム、砒素、総水銀、セレン、ふっ素及びほう素に係る環境上の条件のうち検液中濃度に係る値にあつては、汚染土壌が地下水から離れており、かつ、原状において当該地下水中のこれらの物質の濃度がそれぞれ地下水 1L につき 0.03mg、0.01mg、0.05mg、0.01mg、0.0005mg、0.01mg、0.8mg 及び 1mg を超えていない場合には、それぞれ検液 1L につき 0.009mg、0.03mg、0.15mg、0.03mg、0.0015mg、0.03mg、2.4mg 及び 3mg とする。</p> <p>3. 「検液中に検出されないこと」とは、測定方法の欄に掲げる方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。</p> <p>4. 有機燐とは、パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及び EPN をいう。</p> <p>5. 1,2-ジクロロエチレンの濃度は、日本産業規格 K0125 の 5.1、5.2 又は 5.3.2 より測定されたシス体の濃度と日本産業規格 K0125 の 5.1、5.2 又は 5.3.1 により測定されたトランス体の濃度の和とする。</p>

〔「土壌の汚染に係る環境基準について」（平成 3 年環境庁告示第 46 号、最終改正：令和 2 年 4 月 2 日）より作成〕

## ⑤ ダイオキシン類

ダイオキシン類に係る環境基準は、「ダイオキシン類対策特別措置法」（平成 11 年法律第 105 号、最終改正：令和 4 年 6 月 17 日）に基づき表 3.2-28 のとおり定められている。

表 3.2-28 ダイオキシン類に係る環境基準

媒体	基準値
大気	0.6pg-TEQ/m <sup>3</sup> 以下
水質（水底の底質を除く。）	1pg-TEQ/L 以下
水底の底質	150pg-TEQ/g 以下
土壌	1,000pg-TEQ/g 以下
備考	
<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 基準値は 2, 3, 7, 8-四塩化ジベンゾ-パラ-ジオキシンの毒性に換算した値とする。</li> <li>2. 大気及び水質（水底の底質を除く。）の基準値は、年間平均値とする。</li> <li>3. 土壌中に含まれるダイオキシン類をソックスレー抽出又は高圧流体抽出し、高分解能ガスクロマトグラフ質量分析計、ガスクロマトグラフ四重極形質量分析計又はガスクロマトグラフタンデム質量分析計により測定する方法（この表の土壌の欄に掲げる測定方法を除く。以下「簡易測定方法」という。）により測定した値（以下「簡易測定値」という。）に 2 を乗じた値を上限、簡易測定値に 0.5 を乗じた値を下限とし、その範囲内の値をこの表の土壌の欄に掲げる測定方法により測定した値とみなす。</li> <li>4. 土壌にあっては、環境基準が達成されている場合であって、土壌中のダイオキシン類の量が 250pg-TEQ/g 以上の場合簡易測定方法により測定した場合にあっては、簡易測定値に 2 を乗じた値が 250pg-TEQ/g 以上の場合には、必要な調査を実施することとする。</li> </ol>	

注：1. 大気の汚染に係る環境基準は、工業専用地域、車道その他一般公衆が通常生活していない地域又は場所については適用しない。  
 2. 水質の汚濁（水底の底質の汚染を除く。）に係る環境基準は、公共用水域及び地下水について適用する。  
 3. 水底の底質の汚染に係る環境基準は、公共用水域の水底の底質について適用する。  
 4. 土壌の汚染に係る環境基準は、廃棄物の埋立地その他の場所であって、外部から適切に区別されている施設に係る土壌については適用しない。

「ダイオキシン類による大気の汚染、水質の汚濁（水底の底質の汚染を含む。）及び土壌の汚染に係る環境基準について」（平成 11 年環境庁告示第 68 号、最終改正：令和 4 年 11 月 25 日）  
 より作成

## (2) 規制基準等

### ① 大気汚染

いおう酸化物の一般排出基準については、「大気汚染防止法施行規則」（昭和 46 年厚生省・通商産業省第 1 号、最終改正：令和 5 年 6 月 23 日）に基づき、地域の区分ごとに排出基準（K 値）が定められており、浜田市は 17.5 となっている。また、ばいじん、有害物質の排出基準については、「大気汚染防止法」（昭和 43 年法律第 97 号、最終改正：令和 4 年 6 月 17 日）に基づき、発生施設の種類、規模ごとに排出基準値が定められているが、本事業ではそれらが適用されるばい煙発生施設は設置しない。

### ② 騒音

騒音の規制については、「騒音規制法」（昭和 43 年法律第 98 号、最終改正：令和 4 年 6 月 17 日）に基づき、特定工場等において発生する騒音の規制基準、特定建設作業に伴って発生する騒音に関する規制基準及び自動車騒音の要請限度が定められており、それらの基準は表 3.2-29～表 3.2-31 のとおりである。

浜田市では用途地域に応じた規制地域の指定を行っており、対象事業実施区域及びその周囲における指定状況は図 3.2-16 のとおりである。

表 3.2-29 特定工場等において発生する騒音の規制基準

時間の区分 区域の区分	朝 (6:00～8:00)	昼間 (8:00～18:00)	夕 (18:00～21:00)	夜間 (21:00～6:00)
第 1 種区域	40 デシベル	50 デシベル	40 デシベル	40 デシベル
第 2 種区域	45 デシベル	55 デシベル	45 デシベル	40 デシベル
第 3 種区域	60 デシベル	65 デシベル	60 デシベル	50 デシベル
第 4 種区域	70 デシベル	70 デシベル	70 デシベル	60 デシベル
(備考) 第 1 種区域、第 2 種区域、第 3 種区域及び第 4 種区域とは、それぞれ次のとおりである。 第 1 種区域：第一種低層住居専用地域 第 2 種区域：第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域及び都市計画区域であって用途地域の定められていない地域(旭都市計画区域、浜田都市計画臨港地区及び三隅都市計画臨港地区を除く。) 第 3 種区域：近隣商業地域、商業地域及び準工業地域(旭都市計画区域を除く。)並びに浜田都市計画臨港地区及び三隅都市計画臨港地区(工業港区を除く。) 第 4 種区域：工業地域(旭都市計画区域を除く。)並びに浜田都市計画臨港地区及び三隅都市計画臨港地区のうち工業港区の区域				

〔「騒音、振動、悪臭の規制地域の指定について」（浜田市 HP、閲覧：令和 5 年 12 月）より作成〕

表 3.2-30 特定建設作業に伴って発生する騒音に関する規制基準

地域の区分	基準値	作業時刻	1日当たりの作業時間	連続作業時間	作業日
第1号区域	85 デシベル	午後7時から 翌日の午前7時の 時間内でないこと	10時間を 超えないこと	連続6日を 超えない こと	日曜日その他の休 日でないこと
第2号区域		午後10時から 翌日の午前6時の 時間内でないこと	14時間を 超えないこと		

注：第1号区域；規制地域のうち

・第1種、第2種、第3種区域

・第4種区域のうち、学校、保育所、病院、診療所、図書館、特別養護老人ホームの周囲80m以内の区域

第2号区域；上記区域以外の区域

「特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する基準」  
 (昭和43年厚生省・建設省告示第1号、最終改正：令和2年3月30日)  
 「騒音、振動、悪臭の規制地域の指定について」(浜田市HP、閲覧：令和5年12月)より作成

表 3.2-31 指定地域内における自動車騒音の要請限度

区域の区分		時間の区分	昼間 (6:00~22:00)	夜間 (22:00~6:00)
1	a区域及びb区域のうち1車線を有する道路に面する区域		65デシベル	55デシベル
2	a区域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する区域		70デシベル	65デシベル
3	b区域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する区域及びc区域のうち車線を有する道路に面する区域		75デシベル	70デシベル

注：1. 幹線交通を担う道路に近接する区域(2車線以下の道路の敷地境界線から15m、2車線を越える道路の敷地境界線から20mまで)に係る限度は上表にかかわらず、昼間においては75デシベル、夜間においては70デシベルとする。

2. a区域：第一種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域及び第二種中高層住居専用地域

b区域：第一種住居地域、第二種住居地域及び都市計画区域であって用途地域の定められていない地域(旭都市計画区域、浜田都市計画臨港地区及び三隅都市計画臨港地区を除く。)

c区域：近隣商業地域、商業地域、準工業地域及び工業地域(旭都市計画区域を除く。)並びに浜田都市計画臨港地区及び三隅都市計画臨港地区

「騒音規制法第17条第1項の規定に基づく指定地域内における自動車騒音の限度を定める省令」  
 (平成12年総理府令第15号、最終改正：令和2年3月30日)  
 「騒音規制法に基づく騒音の規制地域、規制基準等」(平成24年浜田市告示第57号)より作成

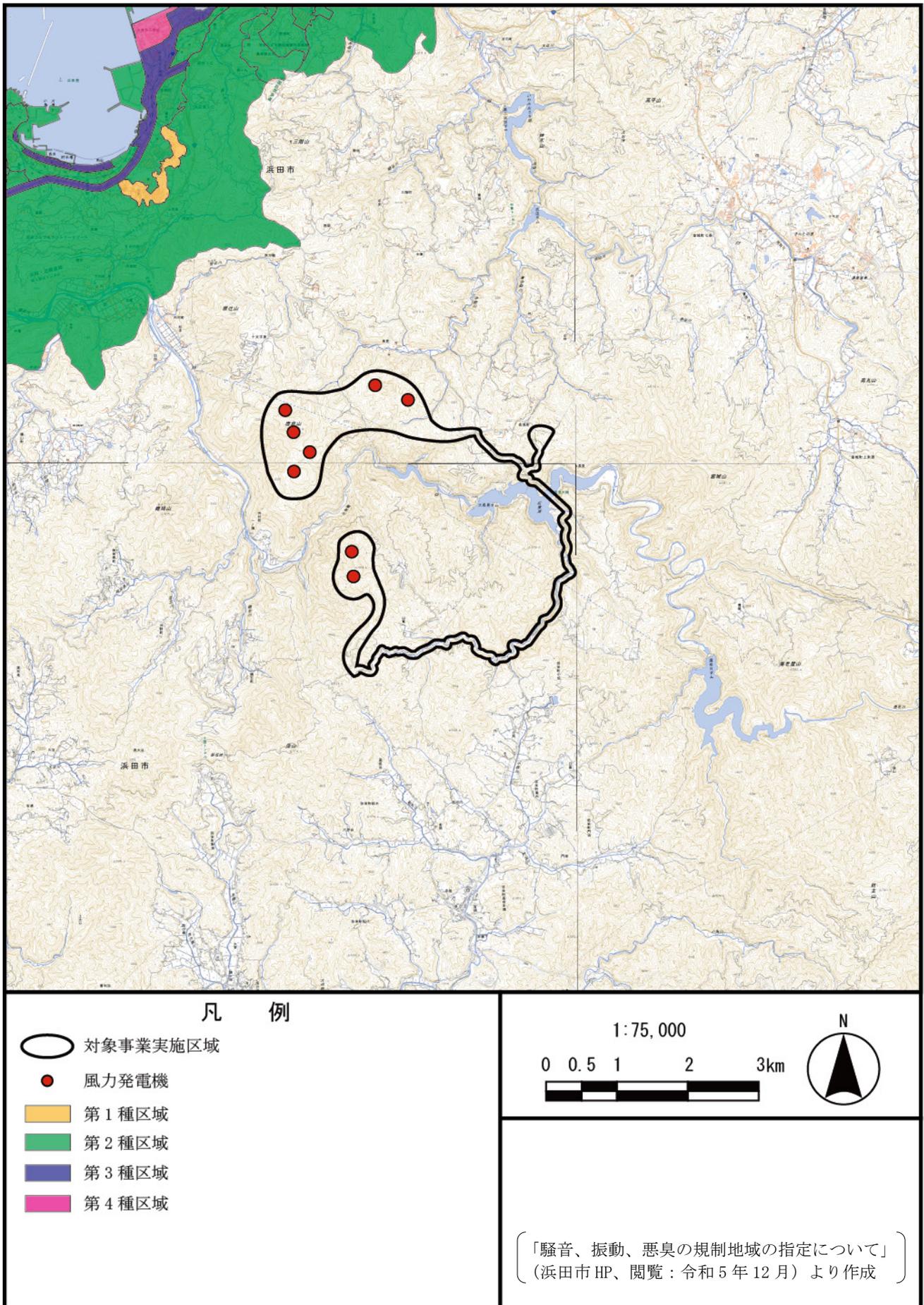


図 3.2-16 騒音規制法に基づく規制区域の指定状況

### ③ 振動

振動の規制については、「振動規制法」（昭和 51 年法律第 64 号、最終改正：令和 4 年 6 月 17 日）に基づき、特定工場等において発生する振動の規制基準、特定建設作業に伴って発生する振動に関する規制基準及び道路交通振動の要請限度が定められている。それら規制基準及び要請限度は表 3.2-32～表 3.2-34 のとおりである。

浜田市では用途地域に応じた規制地域の指定を行っており、対象事業実施区域及びその周囲における指定状況は図 3.2-17 のとおりである。

表 3.2-32 特定工場等において発生する振動の規制基準

区域の区分	時間の区分	昼間 (8:00～19:00)	夜間 (19:00～8:00)
	第 1 種区域		60 デシベル
第 2 種区域		65 デシベル	60 デシベル

注：1. 第 1 種区域；第一種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域、都市計画区域であって用途地域の定められていない地域（臨港地区を除く。）

第 2 種区域；近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域、臨港地区

2. 第 1 種区域及び第 2 種区域内に所在する学校等施設の敷地の周囲 50 メートルの区域内における規制基準値は、昼間欄及び夜間欄に掲げるそれぞれの基準値から 5 デシベルを減じた値とする。

〔「振動規制法」（昭和 51 年法律第 64 号、最終改正：令和 4 年 6 月 17 日）  
 〔「騒音、振動、悪臭の規制地域の指定について」（浜田市 HP、閲覧：令和 5 年 12 月）より作成〕

表 3.2-33 特定建設作業に伴って発生する振動に関する規制基準

地域の区分	基準値	作業時刻	1 日当たりの 作業時間	連続 作業時間	作業日
1 号区域	75 デシベル	午後 7 時から 翌日の午前 7 時の 時間内でないこと	10 時間を 超えないこと	連続 6 日を 超えない こと	日曜日その他の休 日でないこと
2 号区域		午後 10 時から 翌日の午前 6 時の 時間内でないこと	14 時間を 超えないこと		

備考

1. 1 号区域；
  - 1 第 1 種区域
  - 2 第 2 種区域
  - 3 第 3 種区域
  - 4 第 4 種区域の区域内に所在する次に掲げる施設の敷地の周囲 80 メートルの区域内
    - (1) 学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）第 1 条に規定する学校
    - (2) 児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 7 条第 1 項に規定する保育所
    - (3) 医療法（昭和 23 年法律第 205 号）第 1 条の 5 第 1 項に規定する病院及び同条第 2 項に規定する診療所のうち患者を入院させるための施設を有するもの
    - (4) 図書館法（昭和 25 年法律第 118 号）第 2 条第 1 項に規定する図書館
    - (5) 老人福祉法（昭和 38 年法律第 133 号）第 5 条の 3 に規定する特別養護老人ホーム
2. 2 号区域；振動規制法第 3 条第 1 項の規定により指定された地域のうち、1 号区域以外の区域

〔「振動規制法施行規則」（昭和 51 年総理府令第 58 号、最終改正：令和 3 年 3 月 25 日）  
 〔「騒音、振動、悪臭の規制地域の指定について」（浜田市 HP、閲覧：令和 5 年 12 月）より作成〕

表 3.2-34 道路交通振動の要請限度

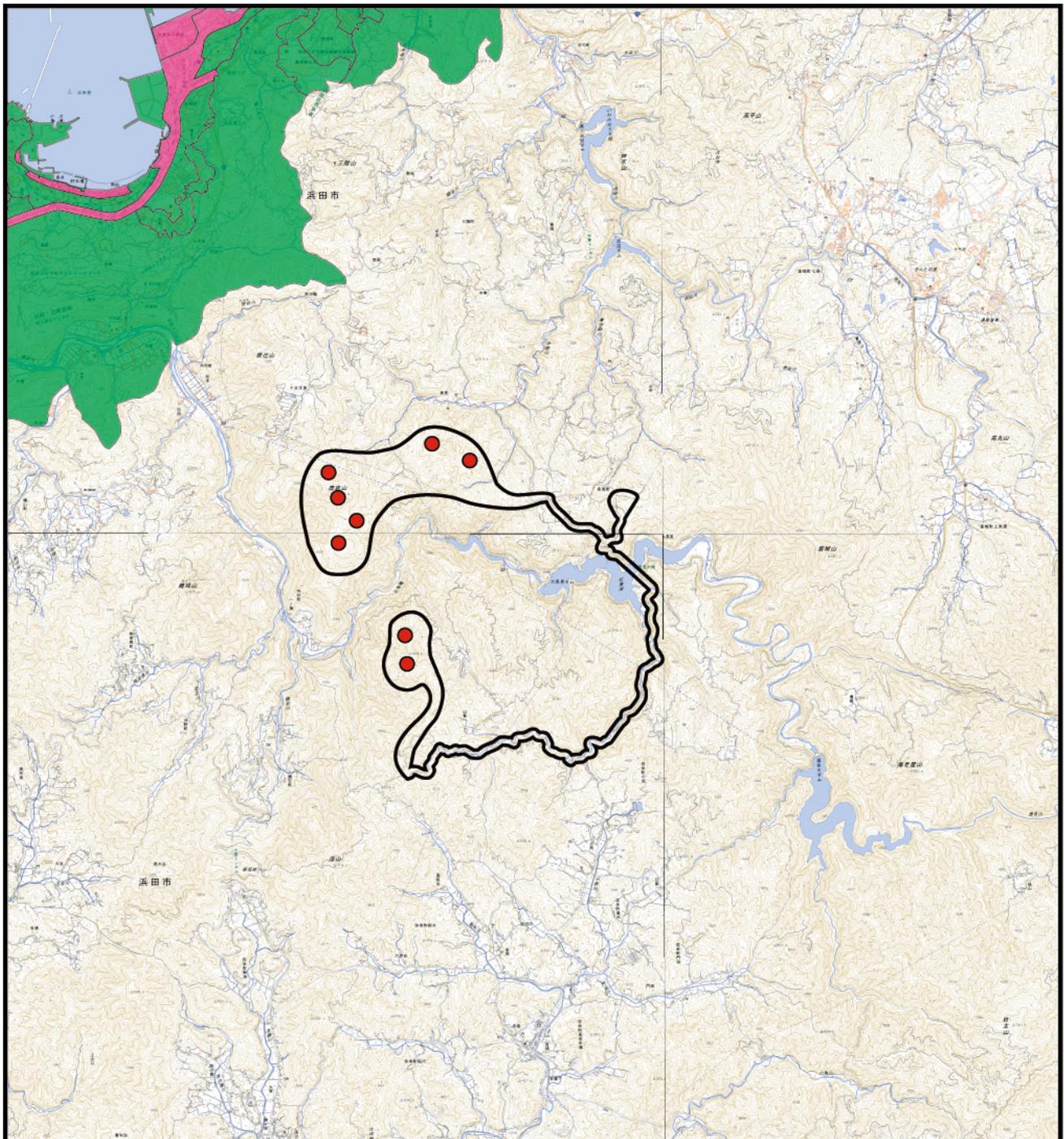
区域の区分	時間の区分	昼間 (8:00～19:00)	夜間 (19:00～8:00)
	第1種区域		65 デシベル
第2種区域		70 デシベル	65 デシベル

注：第1種区域及び第2種区域とは、それぞれ次の各号に掲げる区域として都道府県知事が定めた区域をいう。

第1種区域；第一種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域及び都市計画区域であって用途地域の定められていない地域（旭都市計画区域、浜田都市計画臨港地区及び三隅都市計画臨港地区を除く。）

第2種区域；近隣商業地域、商業地域、準工業地域及び工業地域（旭都市計画区域を除く。）並びに浜田都市計画臨港地区及び三隅都市計画臨港地区

〔「振動規制法」（昭和51年法律第64号、最終改正：令和4年6月17日）  
「振動規制法に基づく振動の規制地域、規制基準等」（平成24年浜田市告示第59号）より作成〕



凡 例

-  対象事業実施区域
-  風力発電機
-  第1種区域
-  第2種区域

1:75,000



〔「騒音、振動、悪臭の規制地域の指定について」  
（浜田市 HP、閲覧：令和5年12月）より作成〕

図 3.2-17 振動規制法に基づく規制区域の指定状況

#### ④ 水質汚濁

対象事業実施区域及びその周囲における工場及び事業場からの排水水については、「水質汚濁防止法」（昭和 45 年法律第 138 号、最終改正：令和 4 年 6 月 17 日）に基づき全国一律の排水基準（有害物質 28 物質、その他 15 項目）が表 3.2-35 のとおり定められている。なお、本事業ではこれらが適用される施設は設置しない。

島根県では「島根県公害防止条例」（昭和 45 年島根県条例第 34 号）及び「水質汚濁防止法第 3 条第 3 項の規定に基づく排水基準を定める条例」（昭和 48 年島根県条例第 48 号）により、上乘せ基準が設定されており、島根県全域に適用される上乘せ排水基準は表 3.2-36 のとおりである。なお、本事業ではこれらが適用される施設は設置しない。

表 3.2-35(1) 水質汚濁に係る一律排水基準（有害物質）

有害物質の種類	許容限度
カドミウム及びその化合物	0.03 mg Cd/L
シアン化合物	1 mg CN/L
有機燐化合物（パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及びEPNに限る。）	1 mg/L
鉛及びその化合物	0.1 mg Pb/L
六価クロム化合物	0.5 mg Cr(VI)/L
砒素及びその化合物	0.1 mg As/L
水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物	0.005 mg Hg/L
アルキル水銀化合物	検出されないこと
ポリ塩化ビフェニル	0.003 mg/L
トリクロロエチレン	0.1 mg/L
テトラクロロエチレン	0.1 mg/L
ジクロロメタン	0.2 mg/L
四塩化炭素	0.02 mg/L
1,2-ジクロロエタン	0.04 mg/L
1,1-ジクロロエチレン	1 mg/L
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.4 mg/L
1,1,1-トリクロロエタン	3 mg/L
1,1,2-トリクロロエタン	0.06 mg/L
1,3-ジクロロプロペン	0.02 mg/L
チウラム	0.06 mg/L
シマジン	0.03 mg/L
チオベンカルブ	0.2 mg/L
ベンゼン	0.1 mg/L
セレン及びその化合物	0.1 mg Se/L
ほう素及びその化合物	海域以外 10 mg B/L 海域 230 mg B/L
ふっ素及びその化合物	海域以外 8 mg/L 海域 15 mg/L
アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物	(※) 100 mg/L
1,4-ジオキサン	0.5 mg/L
備考 1. 「検出されないこと」とは、環境大臣が定める方法により排出水の汚染状態を検定した場合において、その結果が当該検定方法の定量限界を下回ることをいう。 2. 砒素及びその化合物についての排水基準は、水質汚濁防止法施行令及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令の一部を改正する政令（昭和49年政令第363号）の施行の際現にゆう出している温泉（温泉法（昭和23年法律第125号）第2条第1項に規定するものをいう。以下同じ。）を利用する旅館業に属する事業場に係る排水水については、当分の間、適用しない。	

注：(※) アンモニア性窒素に0.4を乗じたもの、亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素の合計量

〔「排水基準を定める省令」（昭和46年総理府令第35号、最終改正：令和5年9月29日）より作成〕

表 3.2-35(2) 水質汚濁防止法に基づく排水基準（その他の項目）

項 目	許 容 限 度
水素イオン濃度 (pH)	海域以外 5.8～8.6 海域 5.0～9.0
生物化学的酸素要求量 (BOD)	160mg/L(日間平均 120mg/L)
化学的酸素要求量 (COD)	160mg/L(日間平均 120mg/L)
浮遊物質 (SS)	200mg/L(日間平均 150mg/L)
ノルマルヘキサン抽出物質含有量 (鉱油類含有量)	5mg/L
ノルマルヘキサン抽出物質含有量 (動植物油脂類含有量)	30mg/L
フェノール類含有量	5mg/L
銅含有量	3mg/L
亜鉛含有量	2mg/L
溶解性鉄含有量	10mg/L
溶解性マンガン含有量	10mg/L
クロム含有量	2mg/L
大腸菌群数	日間平均 3,000 個/cm <sup>3</sup>
窒素含有量	120mg/L(日間平均 60mg/L)
磷含有量	16mg/L(日間平均 8mg/L)
<p>備考</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>「日間平均」による許容限度は、1日の排出水の平均的な汚染状態について定めたものである。</li> <li>この表に掲げる排水基準は、1日当たりの平均的な排出水の量が 50m<sup>3</sup> 以上である工場又は事業場に係る排水水について適用する。</li> <li>水素イオン濃度及び溶解性鉄含有量についての排水基準は、硫黄鉱業（硫黄と共存する硫化鉄鉱を掘採する鉱業を含む。）に属する工場又は事業場に係る排水水については適用しない。</li> <li>水素イオン濃度、銅含有量、亜鉛含有量、溶解性鉄含有量、溶解性マンガン含有量及びクロム含有量についての排水基準は、水質汚濁防止法施行令及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令の一部を改正する政令の施行（昭和 49 年 12 月 1 日）の際現にゆう出している温泉を利用する旅館業に属する事業場に係る排水水については、当分の間、適用しない。</li> <li>生物化学的酸素要求量についての排水基準は、海域及び湖沼以外の公共用水域に排出される排水水に限って適用し、化学的酸素要求量についての排水基準は、海域及び湖沼に排出される排水水に限って適用する。</li> <li>窒素含有量についての排水基準は、窒素が湖沼植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある湖沼として環境大臣が定める湖沼、海洋植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある海域（湖沼であって水の塩素イオン含有量が 1L につき 9,000mg を超えるものを含む。以下同じ。）として環境大臣が定める海域及びこれらに流入する公共用水域に排出される排水水に限って適用する。</li> <li>磷含有量についての排水基準は、磷が湖沼植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある湖沼として環境大臣が定める湖沼、海洋植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある海域として環境大臣が定める海域及びこれらに流入する公共用水域に排出される排水水に限って適用する。</li> </ol> <p>※「環境大臣が定める湖沼」昭和 60 年環境庁告示第 27 号（窒素含有量又は磷含有量についての排水基準に係る湖沼） 「環境大臣が定める海域」平成 5 年環境庁告示第 67 号（窒素含有量又は磷含有量についての排水基準に係る海域）</p>	

〔排水基準を定める省令〕（昭和 46 年総理府令第 35 号、最終改正：令和 5 年 9 月 29 日）より作成）

表 3. 2-36 島根県全域に適用される上乗せ排水基準

特定事業場等の区分	適用排出水量の区分 (m <sup>3</sup> )	項目及び許容限度 (mg/L)		
		浮遊物質 (SS)		ノルマルヘキサン抽出物質 含有量 (鉱油類)
		日間平均	最大	最大
1. 大型特殊自動車特定整備事業に係る特定事業場	10 以上、50 未満	150	200	5
2. 大型特殊自動車特定整備事業の用に供する洗車施設を設置する事業場 (1 を除く。)	10 以上	150	200	5

〔「水質汚濁に係る排水基準の概要」(島根県 HP、閲覧：令和 5 年 12 月) より作成〕

⑤ 悪臭

悪臭の規制については、「悪臭防止法」(昭和 46 年法律第 91 号、最終改正：令和 4 年 6 月 17 日) 第 3 条及び第 4 条に基づき都道府県知事(市の区域内の地域については、市長)が「特定悪臭物質の濃度」又は「臭気指数」いずれかの方法を採用し、次について定めるものとなっている。

- ・ 第 1 号規制：敷地境界線における大気中の特定悪臭物質濃度(あるいは臭気指数)の許容限度
- ・ 第 2 号規制：煙突その他の気体排出口における排出気体中の特定悪臭物質濃度(あるいは臭気指数・臭気排出強度)の許容限度
- ・ 第 3 号規制：排出水中の特定悪臭物質濃度(あるいは臭気指数)の許容限度

島根県では、「特定悪臭物質濃度」による地域の規制が行われており、その基準は表 3. 2-37 のとおりである。

表 3. 2-37(1) 悪臭に係る規制基準(敷地境界線)

(単位：ppm)

地域	A 地域	B 地域
アンモニア	1	2
メチルメルカプタン	0.002	0.004
硫化水素	0.02	0.06
硫化メチル	0.01	0.05
二硫化メチル	0.009	0.03
トリメチルアミン	0.005	0.02
アセトアルデヒド	0.05	0.1
スチレン	0.4	0.8
プロピオン酸	0.03	0.07
ノルマル酪酸	0.001	0.002
ノルマル吉草酸	0.0009	0.002
イソ吉草酸	0.001	0.004

注：A 地域；都市計画法の規定により定められた第一種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域、近隣商業地域、商業地域及び準工業地域

B 地域；工業地域及び都市計画区域であって用途地域の定められていない地域

〔「悪臭防止法施行規則」(昭和 47 年 5 月 30 日総理府令第 39 号、最終改正：令和 3 年 3 月 25 日)

「悪臭原因物の排出を規制する地域及び特定悪臭物質の規制基準」(平成 24 年島根県告示第 58 号)より作成〕

表 3.2-37(2) 悪臭に係る規制基準（気体排出口）

事業場の煙突その他の気体排出施設から排出する悪臭物質（メチルメルカプタン、硫化メチル、二硫化メチル、アセトアルデヒド、スチレン、プリピオン酸、ノルマル酪酸、ノルマル吉草酸及びイソ吉草酸を除く。）の規制基準は、敷地境界線上における規制基準値をもとに次の式により算出した悪臭物質の種類ごとの流量とする。

$$q=0.108 \times He^2 \cdot Cm$$

q：流量（Nm<sup>3</sup>/h）

He：有効煙突高さ（m）排出口の高さの補正算式は硫黄酸化物の基準の補正算式に同じ

Cm：敷地境界線上の基準値（ppm）

ただし、He が 5m 未満となる場合には、この式は適用しないものとする。

「悪臭防止法施行規則」（昭和 47 年 5 月 30 日総理府令第 39 号、最終改正：令和 3 年 3 月 25 日）

「悪臭原因物の排出を規制する地域及び特定悪臭物質の規制基準」（平成 24 年島根県告示第 58 号）

より作成

表 3.2-37(3) 悪臭に係る規制基準（排水）

事業場から排出される排水に含まれる悪臭物質（ただし、メチルメルカプタン、硫化水素、硫化メチル、二硫化メチルに限る。）の規制基準は、次の式により算出した排水中の濃度とする。

$$C_{1m}=k \times C_m$$

C<sub>1m</sub>：排水中濃度（mg/L）

k：下表の値

C<sub>m</sub>：敷地境界線上における規制基準値（ppm）

（単位：mg/L）

特定悪臭物質	流量 Q (m <sup>3</sup> /秒)		
	A 地域		
	Q ≤ 0.001	0.001 < Q ≤ 0.1	0.1 < Q
メチルメルカプタン	16	3.4	0.71
硫化水素	5.6	1.2	0.26
硫化メチル	32	6.9	1.4
二硫化メチル	63	14	2.9

「悪臭防止法施行規則」（昭和 47 年 5 月 30 日総理府令第 39 号、最終改正：令和 3 年 3 月 25 日）より作成

## ⑥ 土壌汚染

土壌汚染については、「土壌汚染対策法」（平成 14 年法律第 53 号、最終改正：令和 4 年 6 月 17 日）に基づく区域の指定に係る基準は表 3.2-38 のとおりである。浜田市において、土壌汚染対策法に基づく「要措置区域」及び「形質変更時要届出区域」の指定はない。

浜田市において、「農用地の土壌の汚染防止等に関する法律」（昭和 45 年法律第 139 号、最終改正：平成 23 年 8 月 30 日）に基づく「農用地土壌汚染対策地域」の指定はない。

表 3.2-38(1) 区域の指定に係る基準（土壌溶出量基準）

特定有害物質の種類	要件
カドミウム及びその化合物	検液 1L につきカドミウム 0.003mg 以下であること。
六価クロム化合物	検液 1L につき六価クロム 0.05mg 以下であること。
クロロエチレン	検液 1L につき 0.002mg 以下であること。
シマジン	検液 1L につき 0.003mg 以下であること。
シアン化合物	検液中にシアンが検出されないこと。
チオベンカルブ	検液 1L につき 0.02mg 以下であること。
四塩化炭素	検液 1L につき 0.002mg 以下であること。
1,2-ジクロロエタン	検液 1L につき 0.004mg 以下であること。
1,1-ジクロロエチレン	検液 1L につき 0.1mg 以下であること。
1,2-ジクロロエチレン	検液 1L につき 0.04mg 以下であること。
1,3-ジクロロプロペン	検液 1L につき 0.002mg 以下であること。
ジクロロメタン	検液 1L につき 0.02mg 以下であること。
水銀及びその化合物	検液 1L につき水銀 0.0005mg 以下であり、かつ、検液中にアルキル水銀が検出されないこと。
セレン及びその化合物	検液 1L につきセレン 0.01mg 以下であること。
テトラクロロエチレン	検液 1L につき 0.01mg 以下であること。
チウラム	検液 1L につき 0.006mg 以下であること。
1,1,1-トリクロロエタン	検液 1L につき 1mg 以下であること。
1,1,2-トリクロロエタン	検液 1L につき 0.006mg 以下であること。
トリクロロエチレン	検液 1L につき 0.01mg 以下であること。
鉛及びその化合物	検液 1L につき鉛 0.01mg 以下であること。
砒素及びその化合物	検液 1L につき砒素 0.01mg 以下であること。
ふっ素及びその化合物	検液 1L につきふっ素 0.8mg 以下であること。
ベンゼン	検液 1L につき 0.01mg 以下であること。
ほう素及びその化合物	検液 1L につきほう素 1mg 以下であること。
ポリ塩化ビフェニル	検液中に検出されないこと。
有機りん化合物	検液中に検出されないこと。

〔「土壌汚染対策法施行規則」（平成 14 年環境省令第 29 号、最終改正：令和 4 年 12 月 16 日）より作成〕

表 3.2-38(2) 区域の指定に係る基準（土壌含有量基準）

特定有害物質の種類	要件
カドミウム及びその化合物	土壌 1kg につきカドミウム 45mg 以下であること。
六価クロム化合物	土壌 1kg につき六価クロム 250mg 以下であること。
シアン化合物	土壌 1kg につき遊離シアン 50mg 以下であること。
水銀及びその化合物	土壌 1kg につき水銀 15mg 以下であること。
セレン及びその化合物	土壌 1kg につきセレン 150mg 以下であること。
鉛及びその化合物	土壌 1kg につき鉛 150mg 以下であること。
砒素及びその化合物	土壌 1kg につき砒素 150mg 以下であること。
ふっ素及びその化合物	土壌 1kg につきふっ素 4,000mg 以下であること。
ほう素及びその化合物	土壌 1kg につきほう素 4,000mg 以下であること。

〔土壌汚染対策法施行規則〕（平成 14 年環境省令第 29 号、最終改正：令和 4 年 12 月 16 日）より作成

### ⑦ 地盤沈下

地盤沈下については、島根県において、「工業用水法」（昭和 31 年法律第 146 号、最終改正：令和 4 年 6 月 17 日）及び「建築物用地下水の採取の規制に関する法律」（昭和 37 年法律第 100 号、最終改正：令和 4 年 6 月 17 日）に基づく規制地域の指定はない。

### ⑧ 産業廃棄物

産業廃棄物については、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」（昭和 45 年法律第 137 号、最終改正：令和 4 年 6 月 17 日）及び「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」（平成 12 年法律第 104 号、最終改正：令和 4 年 6 月 17 日）により、事業活動等に伴って発生した廃棄物は事業者自らの責任において適正に処理することが定められている。

### ⑨ 温室効果ガス

温室効果ガスについては、「地球温暖化対策の推進に関する法律」（平成 10 年法律第 117 号、最終改正：令和 4 年 6 月 17 日）により、事業活動等に伴って相当程度多い温室効果ガスを排出する特定排出者は、事業を所管する大臣に温室効果ガス算定排出量の報告が定められている。

なお、「エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換に関する法律」（昭和 54 年法律第 49 号、最終改正：令和 4 年 6 月 17 日）の定期報告を行う事業者については、エネルギー起源二酸化炭素排出量の報告を行うことにより、「地球温暖化対策の推進に関する法律」上の報告を行ったとみなされる。

また、島根県では、「地球温暖化対策の推進に関する法律」に基づく「地方公共団体実行計画」として「島根県地球温暖化対策実行計画」（平成 23 年策定）により地球温暖化対策を推進している。温室効果ガス排出量の削減目標として、「2050 年温室効果ガス排出実質ゼロ」を長期的な目標に掲げている。

(3) その他の環境保全計画等

① 島根県環境総合計画

島根県では、豊かな環境の保全と持続可能な活用を進めながら、環境問題にも対応するため、今後 10 年間の島根県の取組をとりまとめた「島根県環境総合計画」を令和 3 年 3 月に策定した。計画期間は、2021（令和 3）年度から 2030（令和 12）年度までの 10 年間とし、「人口減少に打ち勝ち、笑顔で暮らせる島根」を将来像としている。「豊かな環境の保全と活用により、笑顔で暮らせる島根を目指す」ことを基本理念に、表 3.2-39 のとおり 5 つの施策の柱により取組を推進している。

表 3.2-39 「島根県環境総合計画」における施策体系

施策体系		
1	人と自然との共生の確保	①生物多様性の保全
		②自然とのふれあいの推進
		③森・里・川・海の保全と活用
2	安全で安心できる生活環境の保全	①水環境等の保全と対策
		②大気環境等の保全と対策
		③化学物質の環境リスク対策
3	地球温暖化対策の推進	①二酸化炭素等の排出削減
		②再生可能エネルギーの導入促進
		③二酸化炭素吸収源対策
		④気候変動への適応
4	循環型社会の形成	①3R などの推進
		②食品ロスの削減
		③適正処理の推進
5	環境と調和した地域づくり	①環境に関わる人づくり
		②社会全体での取組の推進
		③環境を活かした地域づくり

〔「島根県環境総合計画」（島根県、令和 3 年）より作成〕

## ② 第3次浜田市環境基本計画

浜田市では、環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための基本的な方向を定めるものとして、「第3次浜田市環境基本計画」（浜田市、令和3年）を策定した。

計画期間は、令和3年度（2021年度）から令和12年度（2030年度）までの10年間とし、浜田市の目指す環境の将来像である「豊かな自然と美しい景観を守り活かすまち」の実現にむけ、表3.2-40のとおり施策を展開している。

表3.2-40 「第3次浜田市環境基本計画」の施策の体系

将来像	基本方針	環境施策
豊かな自然と美しい景観を守り活かすまち	①豊かな水や緑を育んでいくまちづくり	快適環境 ①美化活動 ②公園・緑地 ③歴史・文化
		自然環境 ①景観 ②自然財産・天然記念物 ③野生動植物 ④森林・農地・漁場
	②健康で安心して暮らせるまちづくり	生活環境 ①大気汚染 ②水質汚濁 ③公害苦情 ④動物愛護
	③地球環境にやさしいまちづくり	地球環境 ①地球温暖化 ②省エネルギー ③再生可能エネルギー ④海洋汚染
	④資源を大切にすまちづくり	廃棄物 ①廃棄物 ②不法投棄

〔第3次浜田市環境基本計画』（浜田市、令和3年）より作成〕

## 2. 自然関係法令等

### (1) 自然保護関係

#### ① 自然公園法に基づく自然公園

対象事業実施区域及びその周囲には、「自然公園法」(昭和 32 年法律第 161 号、最終改正：令和 4 年 6 月 17 日)に基づく自然公園の指定はない。

#### ② 自然環境保全法に基づく保全地域

対象事業実施区域及びその周囲には、「自然環境保全法」(昭和 47 年法律第 85 号、最終改正：令和 4 年 6 月 17 日)に基づく自然環境保全地域はない。

#### ③ 世界の文化遺産及び自然遺産の保護に関する条約に基づく自然遺産の区域

対象事業実施区域及びその周囲には、「世界の文化遺産及び自然遺産の保護に関する条約」(平成 4 年条約第 7 号)の第 11 条 2 の世界遺産一覧表に基づく自然遺産の区域はない。

#### ④ 都市緑地法に基づく緑地保全地域または特別緑地保全地区の区域

対象事業実施区域及びその周囲には、「都市緑地法」(昭和 48 年法律第 72 号、最終改正：令和 5 年 6 月 16 日)の規定に基づく緑地保全地域及び特別緑地保全地区の区域はない。

#### ⑤ 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律に基づく鳥獣保護区

対象事業実施区域及びその周囲における「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」(平成 14 年法律第 88 号、最終改正：令和 4 年 6 月 17 日)に基づく鳥獣保護区は、表 3.2-41 及び図 3.2-18 のとおりであり、対象事業実施区域及びその周囲に鳥獣保護区が分布している。

表 3.2-41 鳥獣保護区の指定状況

名 称	指定区分	面積 (ha)	期 限
若林鳥獣保護区	身近な鳥獣生息地	168	令和10年10月31日
三階山鳥獣保護区	身近な鳥獣生息地	85	令和8年10月31日
塚ヶ原鳥獣保護区	身近な鳥獣生息地	423	令和11年10月31日

[「鳥獣保護区等の指定状況 (令和 5 年度)」(島根県 HP、閲覧：令和 5 年 12 月)より作成]

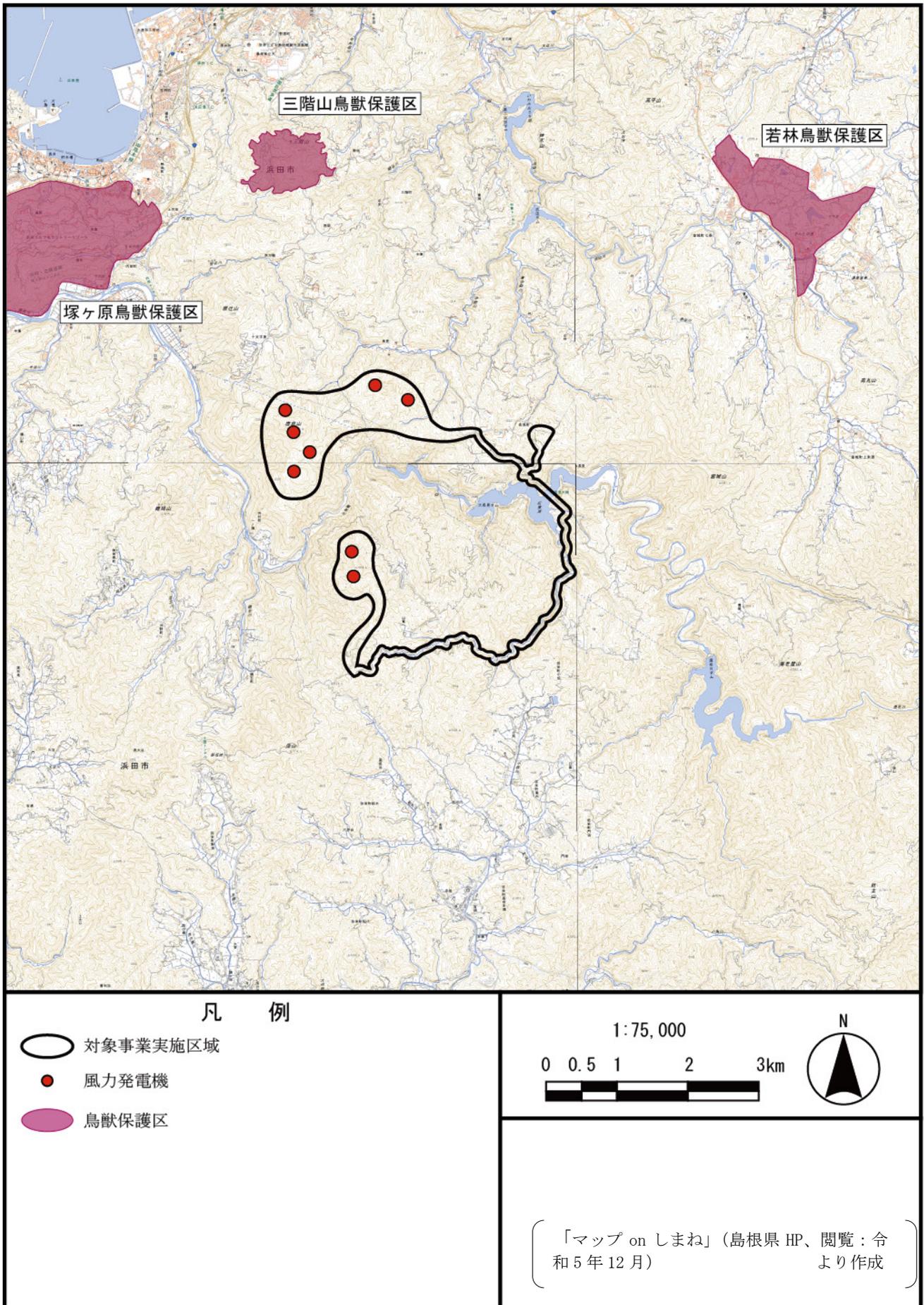


図 3.2-18 鳥獣保護区等の指定状況

⑥ 絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律に基づく生息地等保護区

対象事業実施区域及びその周囲には、「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律」（平成4年法律第75号、最終改正：令和4年6月17日）に基づく生息地等保護区はない。

⑦ 特に水鳥の生息地として国際的に重要な湿地に関する条約に基づく湿地の区域

対象事業実施区域及びその周囲には、「特に水鳥の生息地として国際的に重要な湿地に関する条約」（昭和55年条約第28号、最終改正：平成6年4月29日）に基づく湿地の区域はない。

(2) 史跡・名勝・天然記念物等

対象事業実施区域及びその周囲における「文化財保護法」（昭和25年法律第214号、最終改正：令和4年6月17日）等に基づく史跡・名勝・天然記念物の状況は表3.2-42及び図3.2-19のとおりである。対象事業実施区域には史跡・名勝・天然記念物は存在しない。

また、対象事業実施区域近傍における「文化財保護法」に基づく周知の埋蔵文化財包蔵地の状況は表3.2-43及び図3.2-20のとおりである。

表 3.2-42 対象事業実施区域及びその周囲における史跡・名勝・天然記念物

指定区分	種類	名称	所在地
国	特別天然記念物	トキ、オオサンショウウオ、コウノトリ	県下全域
	天然記念物	黒柏鷄、オジロワシ、カラスバト、ヒシクイ、マガン、ヤマネ	県下全域
県	天然記念物	いづもナンキン	県下全域
		黄長石霞石玄武岩	浜田市長浜町・熱田町・内田町
		長安本郷の八幡宮並木杉	浜田市弥栄町長安本郷
浜田市	史跡	金田1号墳	浜田市金城町下来原
	天然記念物	ビロードシダ及び群生地	浜田市河内町
		新開のモッコク	浜田市金城町七条イ 1035
		伊木八幡宮の大フジ	浜田市金城町七条ロ 415
		伊木八幡宮のイチイガシ	浜田市金城町七条ロ 415
		焼土峠のアベマキ	浜田市金城町上来原大草田
		お薬付き銀杏	浜田市三隅町井野ハ 782

「島根県の文化財」（島根県 HP、閲覧：令和5年12月）

「浜田市指定文化財」（浜田市 HP、閲覧：令和5年12月）

「島根県浜田市遺跡地図Ⅱ（金城自治区）七渡瀬Ⅱ遺跡平成20年度市内遺跡発掘調査報告書」（島根県、平成20年）

より作成

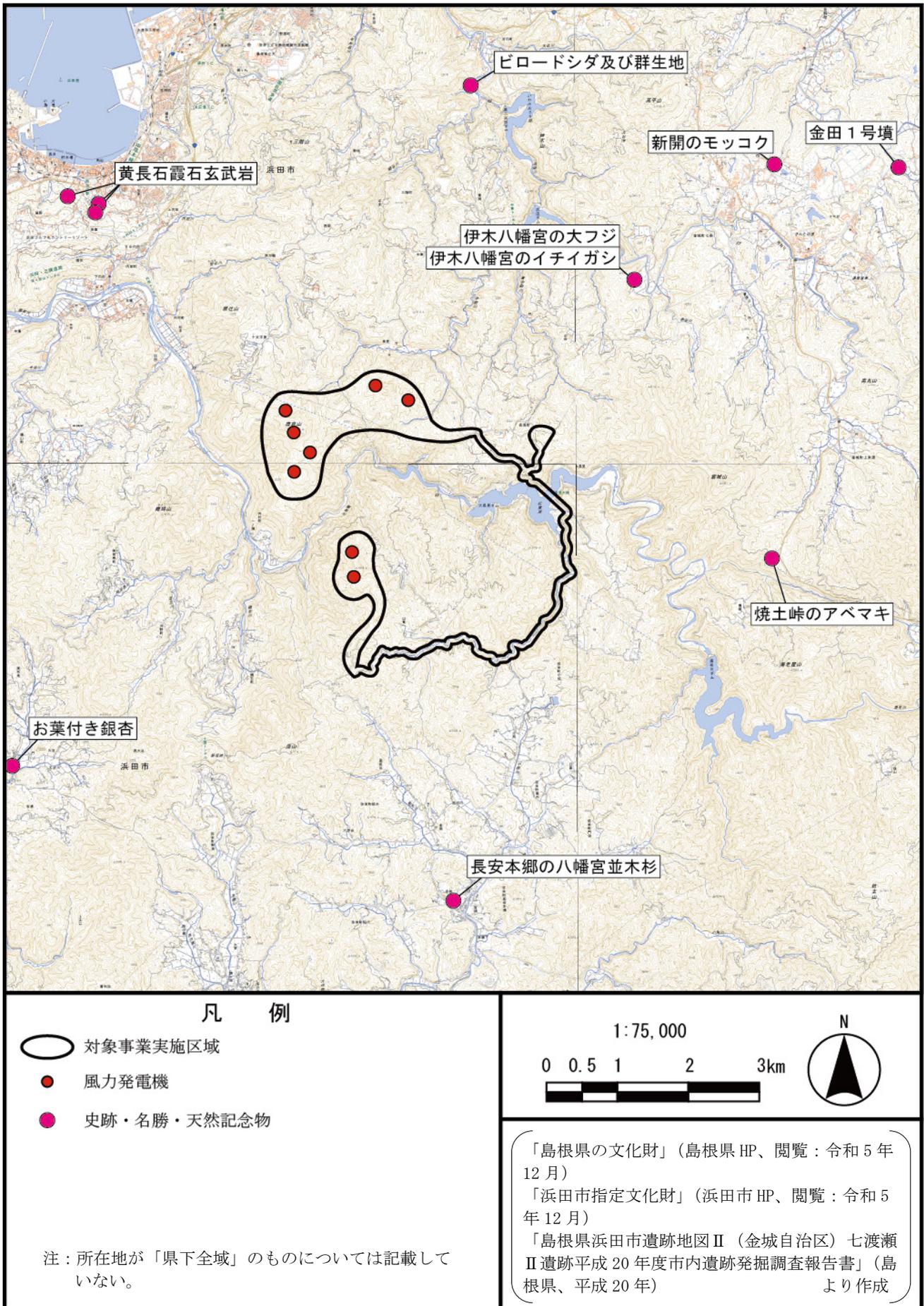


図 3.2-19 史跡・名勝・天然記念物の状況

表 3. 2-43 対象事業実施区域近傍における周知の埋蔵文化財

遺跡名	種別	所在地	時代	遺構
古城跡	城跡	浜田市三階		
羽田遺跡	散布地	浜田市内田 羽田	弥生時代後期?	
唐金山鈿跡	製鉄遺跡	浜田市長見		
大長見鈿跡	製鉄遺跡	浜田市長見 1043		
柳木谷鈿跡	製鉄遺跡	浜田市長見 417	江戸時代・明治	左下屋敷、かじや屋敷跡、古文書
岡本窯跡	窯跡	浜田市長見 峠		
村田窯跡	窯跡	浜田市長見 峠	昭和	
長見鍛冶屋跡	製鉄遺跡	浜田市長見 755		
大平鈿跡	製鉄遺跡	浜田市長見 554		
大平鍛冶屋跡	製鉄遺跡	浜田市長見 555		
伊木鈿跡	製鉄遺跡	浜田市七条		
藤ヶ浴鈿跡	製鉄遺跡	浜田市七条 藤ヶ谷		
岡本窯跡	窯跡	浜田市七条青原	昭和 45 年まで?	12 房のうち 10 房が残る
角屋鈿跡	製鉄遺跡	浜田市七条		水溜用の堤防、用水路 4km
於局給	屋敷跡	浜田市七条		石垣、建物のカズラ石、庭園
今浦窯跡	窯跡	浜田市下来原		
馬場窯跡	窯跡	浜田市今田		
山根谷鈿跡	製鉄遺跡	浜田市七条		
吉ヶ原鈿跡	製鉄遺跡	浜田市七条		
上の浴鈿跡	製鉄遺跡	浜田市七条		
青原鈿跡	製鉄遺跡	浜田市下来原 清原		
木原谷鉄穴跡	製鉄遺跡	浜田市上来原		
雲城山城跡	城跡	浜田市上来原		
	城跡	浜田市長見	南北朝時代	郭、帯郭、井戸
上来原鈿跡	製鉄遺跡	浜田市上来原		
畑鈿跡	製鉄遺跡	浜田市栃木 畑		
猪遊鈿跡	製鉄遺跡	浜田市門田 猪遊		
火柱鈿跡	製鉄遺跡	浜田市長見		
大井谷鈿跡	製鉄遺跡	浜田市栃木 大井谷		
一の瀬鈿跡No.1	製鉄遺跡	浜田市鍋石	江戸時代	焼土
一の瀬鈿跡No.2	製鉄遺跡	浜田市鍋石 一の瀬		金屋子神を祀る社が残されている
一の瀬鈿跡No.3	製鉄遺跡	浜田市鍋石		
一の瀬鈿跡No.4	製鉄遺跡	浜田市鍋石		
鍋石鍛冶屋跡	製鉄遺跡	浜田市鍋石 505		
王城跡	城跡	浜田市井野		郭
	城跡	浜田市野坂		郭
猪股城跡	城跡	浜田市井野 大谷		
千穂山城跡	城跡	浜田市小坂 城山	室町時代	二段郭
日高城跡	城跡	浜田市高内		
奥の原古墳群	古墳	浜田市高内	古墳時代前期	半壊・宅地造成時に壺棺が露出
小坂日高城跡	城跡	浜田市高内		郭
小坂遺跡	散布地	浜田市小坂	弥生時代	
高源鈿跡	製鉄遺跡	浜田市門田 高源		
青尾鈿跡	製鉄遺跡	浜田市門田 猪遊		
遠越遺跡	横穴	浜田市高内	6C~7C 頃	
大前上経塚	経塚	浜田市栃木 大前上	安土桃山時代以前	平坦部径 16m、高さ 1m の円形状の土盛りがあり、さらに 2m 幅の平坦部があり、丘上に宝篋印塔片。
門田城跡	城跡	浜田市門田		
古城跡	城跡	浜田市門田		
明比谷鈿跡	製鉄遺跡	浜田市門田 明比谷		
天龍山城跡	城跡	浜田市栃木		
野坂城跡	城跡	浜田市野坂		郭、帯郭

〔「マップ on しまね」(島根県 HP、閲覧：令和 5 年 12 月) より作成〕

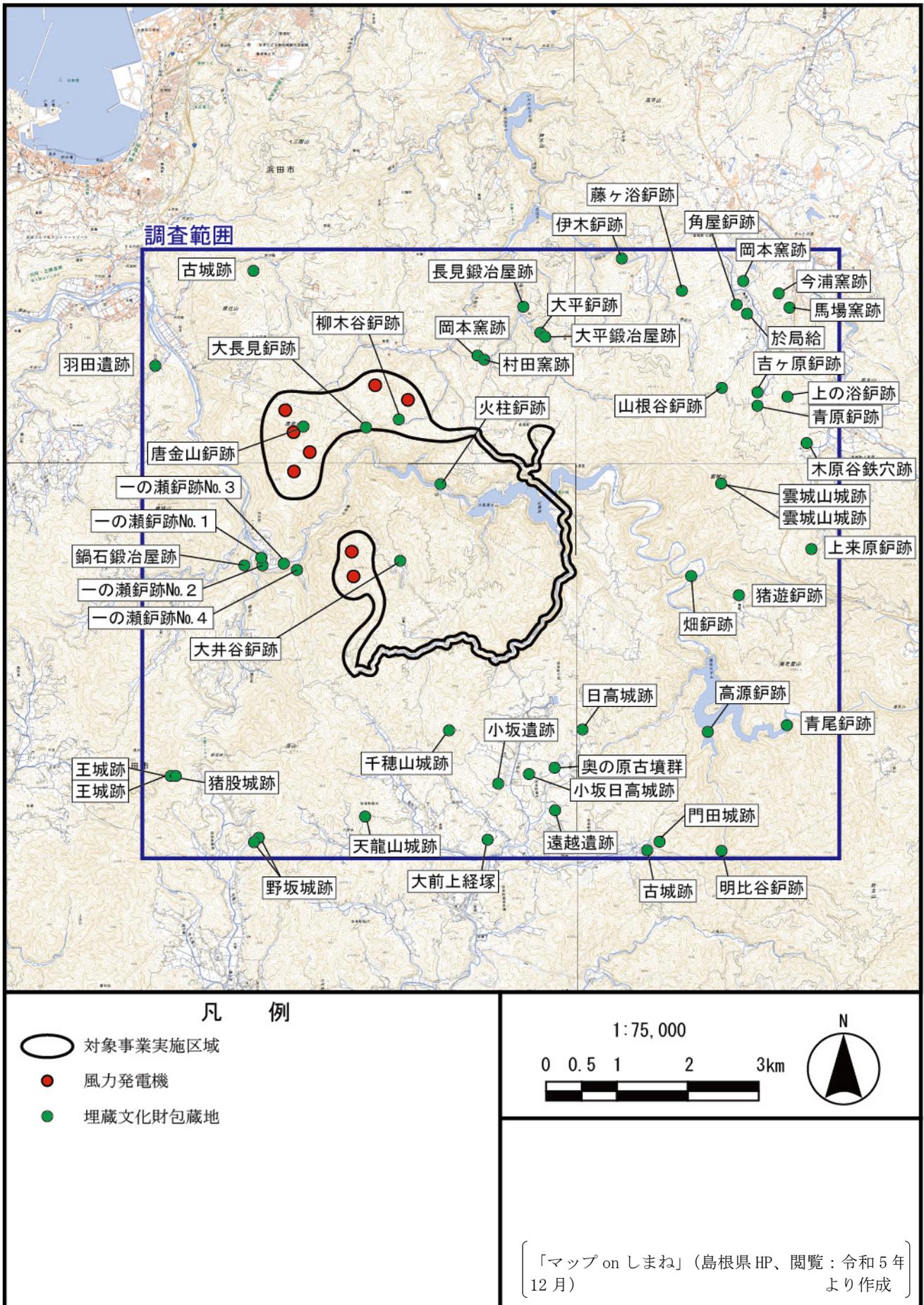


図 3. 2-20 周知の埋蔵文化財包蔵地の状況

### (3) 景観保全関係

#### ① 景観計画区域

対象事業実施区域及びその周囲における「景観法」（平成 16 年法律第 110 号、最終改正：令和 5 年 6 月 16 日）第 8 条の規定により定められた景観計画区域は、浜田市全域が景観計画区域に指定されている。

#### ② 風致地区

対象事業実施区域及びその周囲には、「都市計画法」（昭和 43 年法律第 100 号、最終改正：令和 4 年 11 月 18 日）により指定された風致地区はない。

### (4) 国土防災関係

#### ① 森林法に基づく保安林

対象事業実施区域及びその周囲における「森林法」（昭和 26 年法律第 249 号、最終改正：令和 5 年 6 月 16 日）に基づく保安林の指定状況は図 3.2-21 のとおりであり、対象事業実施区域及びその周囲に保安林が存在している。

#### ② 砂防法に基づく砂防指定地

対象事業実施区域及びその周囲における「砂防法」（明治 30 年法律第 29 号、最終改正：令和 4 年 6 月 17 日）に基づく砂防指定地は図 3.2-22 及び図 3.2-24 のとおりであり、対象事業実施区域及びその周囲に砂防指定地が存在している。

#### ③ 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律に基づく急傾斜地崩壊危険区域

対象事業実施区域及びその周囲における「急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律」（昭和 44 年法律第 57 号、最終改正：令和 5 年 5 月 26 日）に基づく急傾斜地崩壊危険区域は図 3.2-22 及び図 3.2-24 のとおりであり、対象事業実施区域の周囲に急傾斜地崩壊危険区域が存在している。

#### ④ 地すべり等防止法に基づく地すべり防止区域

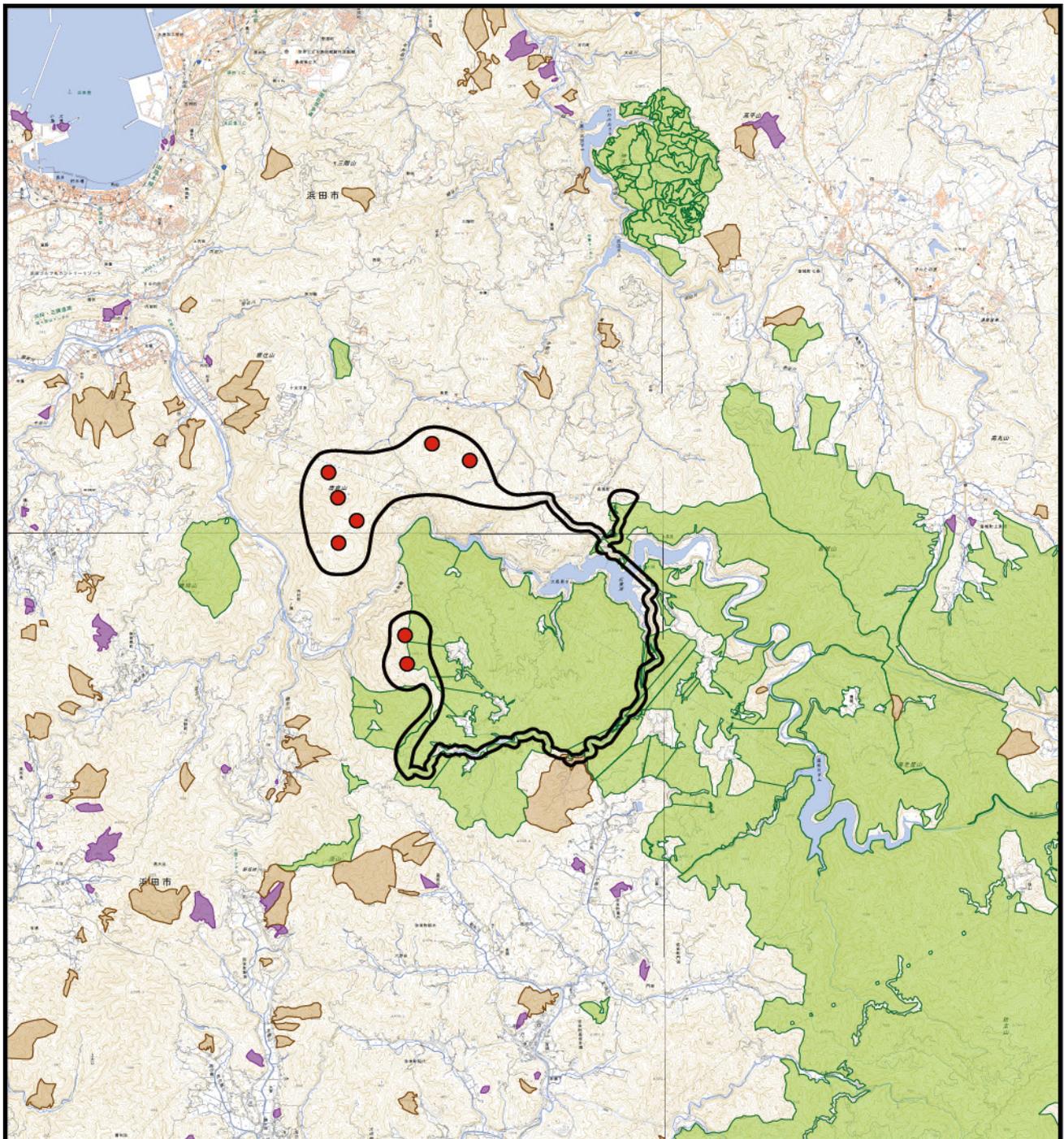
対象事業実施区域及びその周囲における「地すべり等防止法」（昭和 33 年法律第 30 号、最終改正：令和 5 年 5 月 26 日）に基づく地すべり防止区域は図 3.2-22 及び図 3.2-24 のとおりであり、対象事業実施区域の周囲に地すべり防止区域が存在している。

#### ⑤ 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律に基づく土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域

対象事業実施区域及びその周囲における「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律」（平成 12 年法律第 57 号、最終改正：令和 4 年 6 月 17 日）に基づく土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域は図 3.2-23 及び図 3.2-24 のとおりであり、対象事業実施区域及びその周囲に土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域がある。

⑥ 海岸法に基づく海岸保全区域

対象事業実施区域及びその周囲における「海岸法」（昭和 31 年法律第 101 号、最終改正：令和 5 年 5 月 26 日）に基づく海岸保全区域は図 3.2-22 のとおりであり、対象事業実施区域の周囲に海岸保全区域が存在している。



凡 例

-  対象事業実施区域
-  風力発電機
-  水源涵養保安林
-  土砂流出防備保安林
-  土砂崩壊防備保安林

1:75,000



「国土数値情報（国有林野データ）」（国土交通  
省HP、閲覧：令和5年12月）  
島根県へのヒアリング（実施：令和5年12月）  
より作成

図 3.2-21 保安林の指定状況

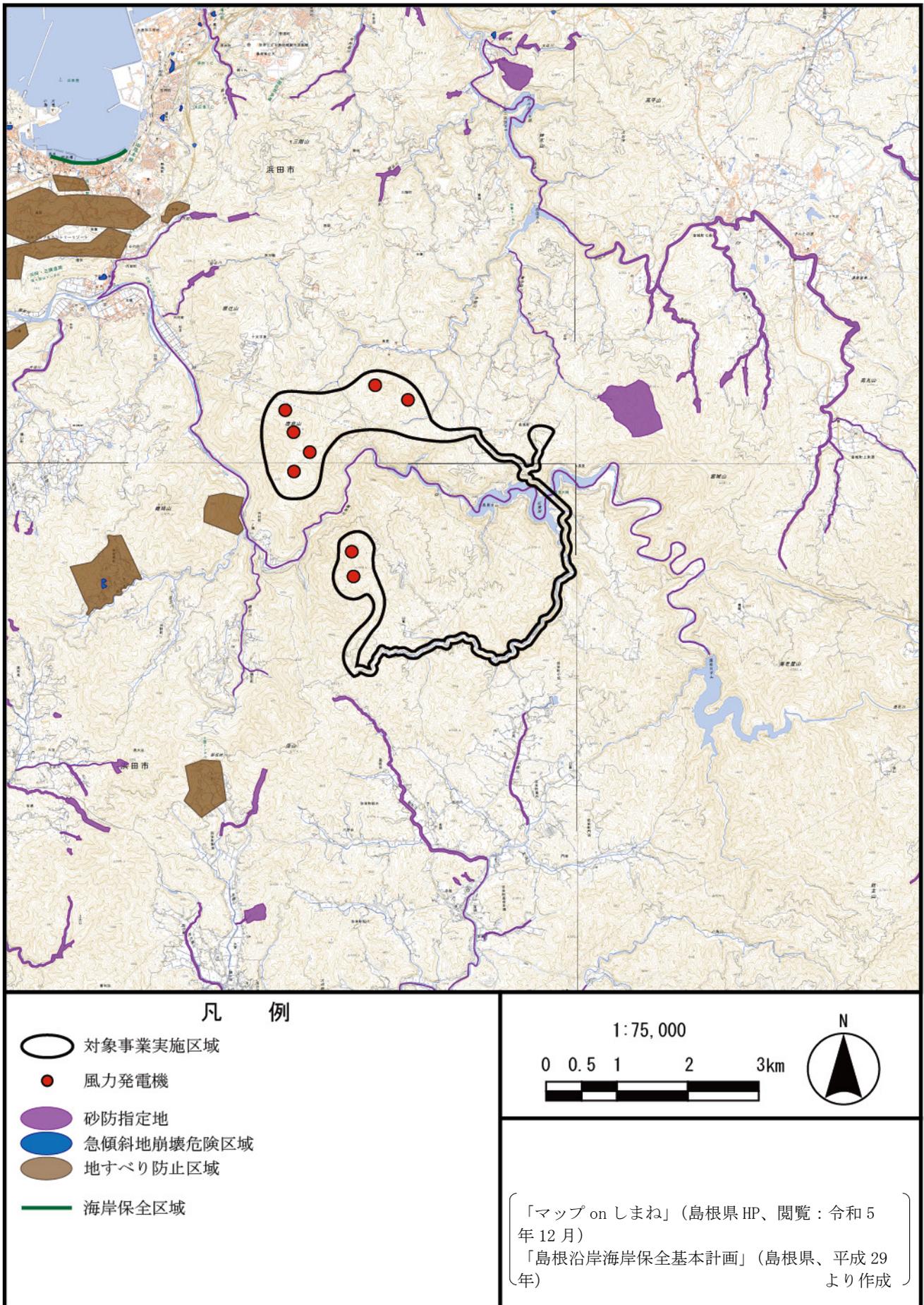
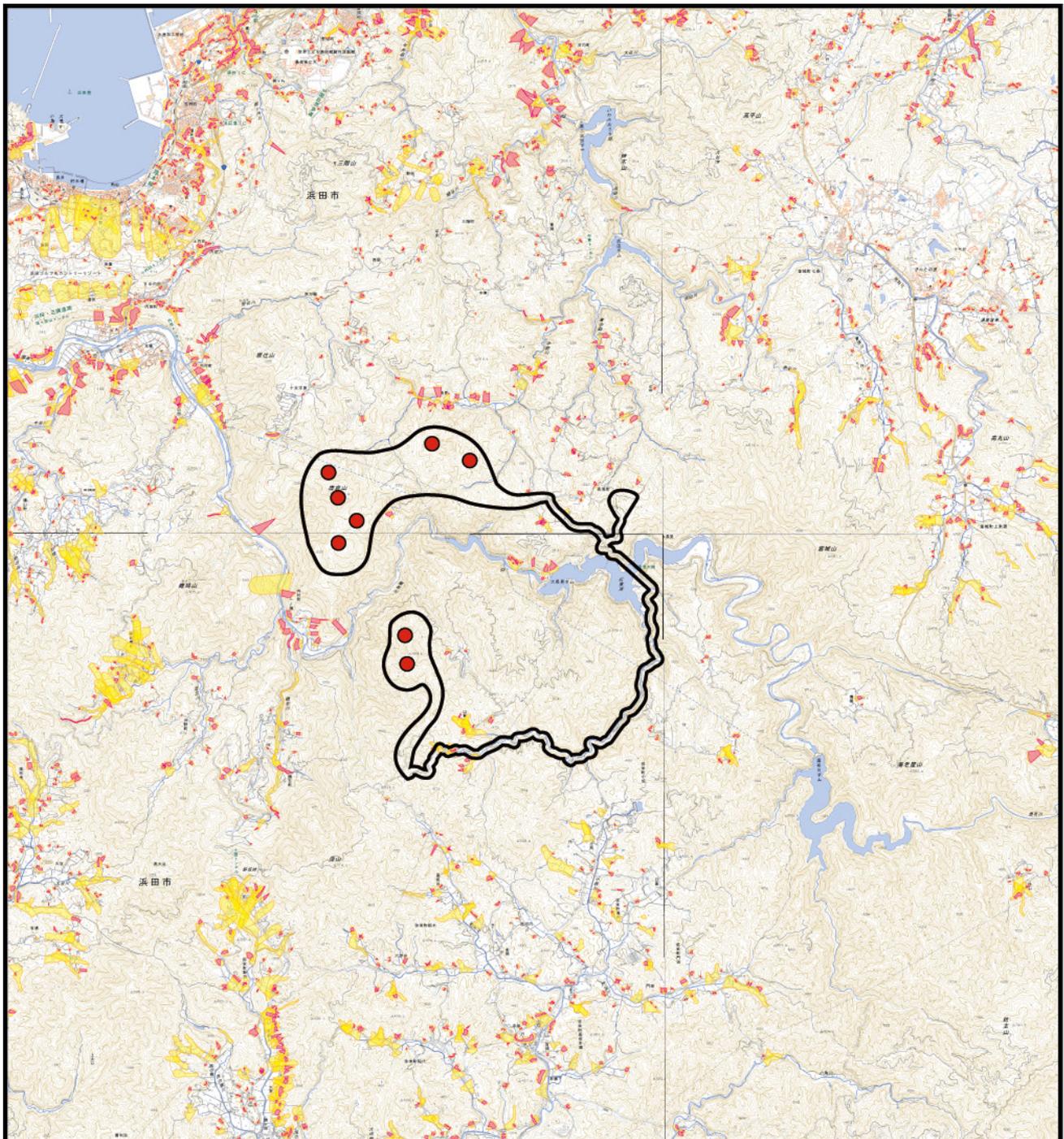


図 3.2-22 砂防指定地等の状況



凡 例

-  対象事業実施区域
-  風力発電機
-  土砂災害警戒区域
-  土砂災害特別警戒区域

1:75,000



「マップ on しまね」(島根県 HP、閲覧：令和 5 年 12 月) より作成

図 3.2-23 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定状況

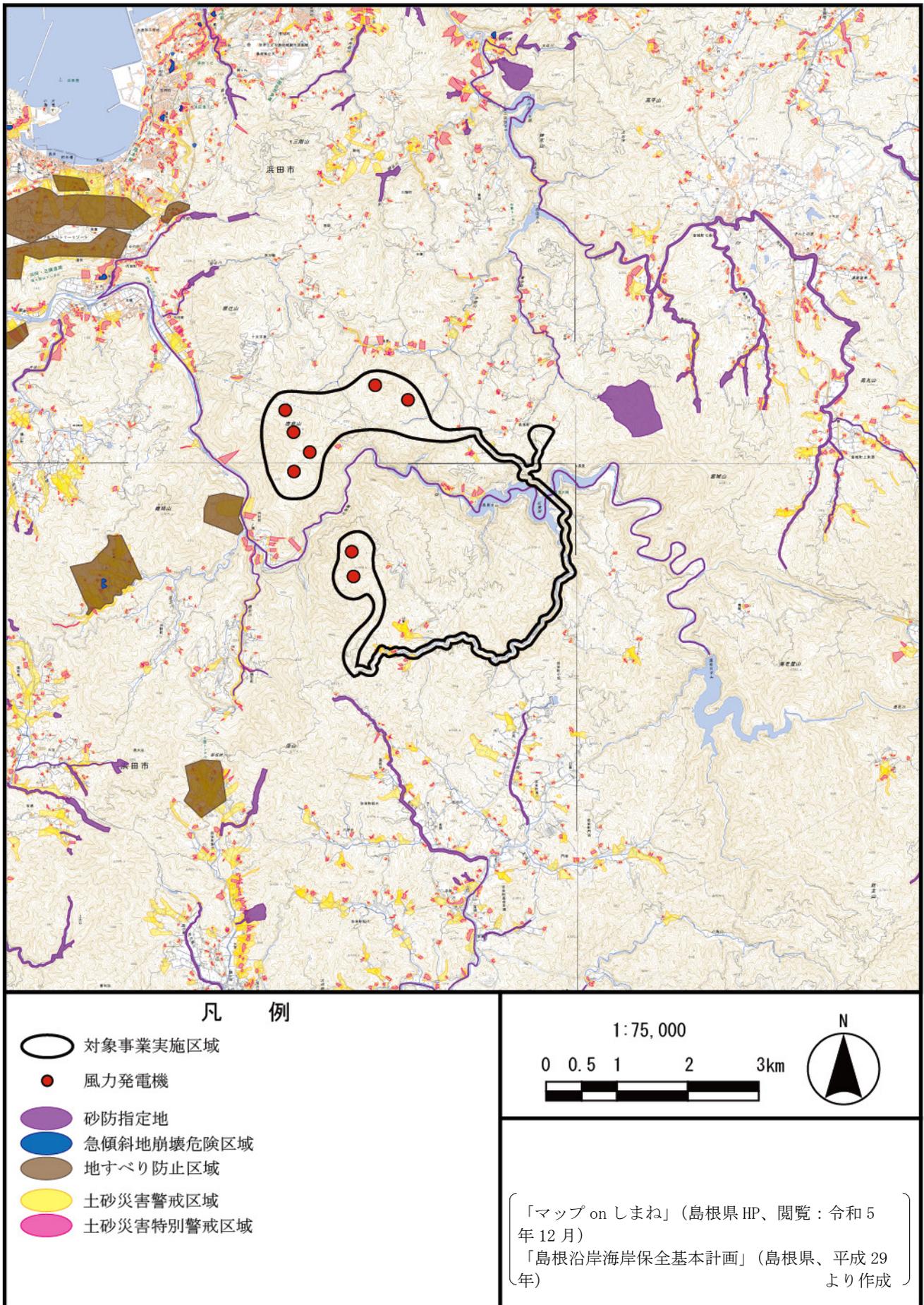


図 3.2-24 砂防指定地等土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定状況

### 3.2.9 関係法令等による規制状況のまとめ

関係法令等による規制状況をまとめると表 3.2-44 のとおりである。

表 3.2-44 関係法令等による規制状況のまとめ

区分	法令等	地域地区等の名称	指定等の有無		
			浜田市	対象事業実施 区域及び その周囲	対象事業実施 区域
土地	国土利用計画法	都市地域	○	○	×
		農業地域	○	○	○
		森林地域	○	○	○
	都市計画法	都市計画用途地域	○	○	×
公害防止	環境基本法	騒音類型指定	○	○	×
		公害防止計画	×	×	×
	騒音規制法	規制地域	○	○	×
	振動規制法	規制地域	○	○	×
	水質汚濁防止法	指定地域	○	○	×
	悪臭防止法	規制地域	○	×	×
	土壌汚染対策法	指定区域	×	×	×
	工業用水法及び建築物用地下水の採取の規制に関する法律	規制地域	×	×	×
自然保護	自然公園法	国立公園	×	×	×
		国定公園	○	×	×
		県立自然公園	○	×	×
	自然環境保全法	自然環境保全地域	×	×	×
		県自然環境保全地域	○	×	×
	世界の文化遺産及び自然遺産の保護に関する条約	自然遺産	×	×	×
	都市緑地法	緑地保全地域	×	×	×
	鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律	鳥獣保護区	○	○	×
絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律	生息地等保護区	×	×	×	
特に水鳥の生息地として国際的に重要な湿地に関する条約	特に水鳥の生息地として国際的に重要な湿地	×	×	×	
文化財	文化財保護法等	国指定史跡・名勝・天然記念物	○	○*	○*
		県指定史跡・名勝・天然記念物	○	○	○*
		市指定史跡・名勝・天然記念物	○	○	○*
		周知の埋蔵文化財包蔵地	○	○	○
景観	景観法	景観計画区域	○	○	○
	都市計画法	風致地区	×	×	×
国土防災	森林法	保安林	○	○	○
	砂防法	砂防指定地	○	○	○
	急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律	急傾斜地崩壊危険区域	○	○	×
	地すべり等防止法	地すべり防止区域	○	○	×
	土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策等の推進に関する法律	土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域	○	○	○
海岸法	海岸保全区域	○	○	×	

注：1. ○；指定あり、×；指定なし

2. ※は、所在地が島根県下一円（地域を定めず指定したもの）の種のみ指定があることを示す。